

第二百回 参議院農林水産委員会会議録第三号

令和元年十一月十二日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月十一日

辞任 宮崎 雅夫君

補欠選任 猪口 邦子君

十一月十二日

辞任 猪口 邦子君

補欠選任 宮崎 雅夫君

出席者は左のとおり。

委員長 江島 潔君

理事 高野光二郎君
堂故 茂君
舞立 昇治君
徳永 エリ君
宮沢 由佳君

委員

岩井 茂樹君
野村 哲郎君
藤木 眞也君
宮崎 雅夫君
山田 修路君
山田 俊男君
石垣のりこ君
打越さく良君
郡司 彰君
森 ゆうこ君
河野 義博君
塩田 博昭君
谷合 正明君
石井 苗子君
紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣 江藤 拓君

副大臣 農林水産副大臣 加藤 寛治君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 藤木 眞也君

事務局側 常任委員会専門員 大川 昭隆君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 大角 亨君

外務省中南米局長 吉田 朋之君
財務省主計局次長 角田 隆君
農林水産省大臣官房総括審議官 浅川 京子君
農林水産省大臣官房総括審議官 光吉 一君
農林水産省大臣官房政策立案総括審議官 岩濱 洋海君
農林水産省消費・安全局長 新井ゆたか君
農林水産省食料産業局長 塩川 白良君
農林水産省生産局長 水田 正和君
農林水産省経営局長 横山 紳君
農林水産省農村振興局長 牧元 幸司君
農林水産省政策統括官 天羽 隆君
林野庁長官 本郷 浩二君
水産庁長官 山口 英彰君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(日米貿易協定に関する件)

(台風等による農林水産関係被害への対策に関する件)

(家畜伝染病対策に関する件)

(収入保険及び農業共済に関する件)

(米政策に関する件)

(林業の振興施策に関する件)

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(江島潔君) ただいまから農林水産委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、宮崎雅夫君が委員を辞任され、その補欠として猪口邦子君が選任をされました。
また、本日、猪口邦子君が委員を辞任され、その補欠として宮崎雅夫君が選任されました。

○委員長(江島潔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官大角亨君外十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江島潔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(江島潔君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。

す。
先週の委員会で初めて質問をさせていただきま

したけれども、先週に引き続いて二回目の質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先週の委員会では、私も含めまして多くの委員の皆様方が台風十九号を始めとした災害対応について質疑をされたわけでございますけれども、委員会後、政府の一連の災害に対する対策パッケージが取りまとめられ、発表されました。その中には、収穫後倉庫に保管されていた米が浸水により被害を受けた農家の皆さんへの支援策を始め、現地のニーズを踏まえた追加対策がしっかりと含まれておりましたし、私も質問の中で訴えさせていたいただきましたけれども、対策の周知につきまして、昨日、宮城県を皮切りに、福島県、千葉県で現地説明会を開催をされるというふうに承知をしております。今日は台風十九号が上陸をして丸一か月ということでございます。このように、被災した皆さんに寄り添った対応を引き続きお願いをしたというふうに思っております。

さて、先月八日に日米貿易協定が署名をされたわけでございます。農林水産品に係る日本側の関税につきましてはTPPの範囲内となり、特に米の関税削減、撤廃の除外を獲得するなど、日本農業を守り守る内容になったというふうに思っております。これまで粘り強く交渉された関係者の御尽力に敬意を表したいというふうに思っております。

しかしながら、農林漁業者を始め関係者の皆さんは不安や懸念を持っておられるのも事実でございます。それを払拭するためには、今日一時半からという予定のようでございますけれども、九州地区での説明会が開かれているようでございますけれども、関係者にその内容を十分理解をしていただくということと併せて、農林水産業の生産

基盤の強化ということが非常に重要でございます。

八日に総理から編成の指示がございました今年度の補正予算での必要な予算の確保を含め、しっかりと国内対策を実施する必要があるというふうに考えます。

農業の生産基盤の強化には、土地改良事業による圃場の大区画化、汎用化は欠かすことのできないものでございます。北海道で土地改良事業ででき上がった七ヘクタール近くある圃場を見ましたときには、私も三十年土地改良に携わっておりますけれども、もうその大きさがちよつとびんこないぐらい非常に大きいと、そういう広さでございました。そこで営農をされております方に聞きますと、でき上がる前は大き過ぎるかなというふうに思われたそうでございますけれども、やはり実際に使ってみるとその効率が全然違うということとでございますして、まだ広くてもいいぐらいだというふうにおつしやっております。

また、スマート農業の実現によりまして生産効率の飛躍的な向上も見込まれるわけでございまして。スマート農業の推進も含め、競争力強化に向けて土地改良による基盤整備を強力に進めていくことが必要だというふうに考えております。

そこで、競争力強化に向けたこれまでの取組の成果でございますとか、今後の基盤整備をどのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

この農業農村基盤整備事業によりましてTPP対策についてでございますが、平成二十七年年度補正予算から始めまして、この農業の体質強化を図るために、米の生産コストの低減あるいは高収益作物中心の営農体系への転換といった成果目標を設定をいたしまして、先進的な取組が行われる地区を対象にいたしまして、委員から御指摘ございましたような農地の更なる大区画化、汎用化、また、水田の畑地化、畑地、樹園の高機能化などの基盤整備を支援をしているところでございます。

本対策によりまして平成三十年年度までに事業が完了し営農を開始した地区について見てみますと、米の生産コストは平均いたしまして六四％削減をされまして、六十キログラム当たり九千三百八十六円に低減をし、また、作物生産額に占める高収益作物の割合は平均して九二％となるなど、成果目標を達成して事業経過が発現しているものと承知をしております。

引き続きまして農地の大区画化による自動走行農機等を活用したスマート農業を推進いたしますとともに、農地の汎用化等による高収益作物の導入、また、農地中間管理機構と連携した基盤整備による担い手への農地集積、集約等を図ることにによりまして農業の体質強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

局長の答弁をいただきましたように、もう生産コストが相当減っている。それだけではなくて、担い手への農地の集積でございますとか高収益作物の導入にも大きな成果が出ているということとでございますので、しっかりとこれからも進めていただきたいというふうに思っておりますし、江藤大臣、加藤副大臣、そして藤本政務官も、昨日、土地改良関係者の熱い思いというものを肌で感じ取っていただいたというふうに思っております。是非、推進に向けて御尽力をお願いしたいというふうに思います。

農業だけではなく、林業、そして水産業も体質の強化を図っていかねければなりません。そのためには林業改革、水産改革をしつかり進めていかねければなりませんけれども、これは、幾らすばらしい改革でも、それが現場でしつかり実践をされることが大変重要なことでございます。

戦後、大変な努力によって造成をされました一千万ヘクタールの人工林が本格的な利用期を迎えまして、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図っていくことが重要でございます。森林経営管理制度でございますとか森林環境税の創設など、新たな政策が次々に実施をされております。

この実現に当たりましては、その実施を担う林業従事者をこれまで以上にいかに確保していくかということが大きなポイントであるというふうに思います。緑の雇用などによりまして林業従事者が若返り傾向にあるなど、成果が出ておりますけれども、林業従事者は減少傾向というふうになっておりますし、山村の高齢化、過疎化の進展を踏まえれば、まだまだ厳しい状況であるというふうに思います。

そこで、強い林業の実現などに向けまして林業従事者をどのように確保していくのか、所得の向上や労働安全の確保も含めまして、見解をお伺いをいたします。

○副大臣(加藤寛治君) 宮崎委員の御質問にお答えをいたします。

林業従事者を確保するためには、林業従事者の所得向上や労働安全の確保など、就業環境の改善を図ることが最も重要であると考えておるところでございます。

このため、農林水産省では、林業従事者の所得向上を図る観点から、まず、林業の成長産業化による林業経営体の収入の増大を図らなければならぬと思っておりますし、そしてまた、一年を通じた複数の林業作業の習得を支援をする緑の雇用事業による通年雇用化の促進等に取り組んでおるところでございます。

そしてまた、労働安全の確保を図る観点から、まず一つには、高性能林業機械の導入や作業の無人化に向けた機械の開発も進めていかねければならないと思っておりますし、そしてまた、安全な職場を確保するための現場巡回指導や安全教育等の支援にも取り組んでおるところでございます。

さらに、本年九月から譲与が始まった森林環境譲与税の使途に担い手の確保も位置付けられておるところでございます。市町村等において地域の実情に応じた取組を行ってもらいたいと考えておるところでございます。

今後とも、これらの施策を通じて林業従事者の所得の向上や労働災害の防止を始めとした就業環

境の改善に努めて、林業従事者の確保、育成を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○宮崎雅夫君 副大臣、ありがとうございます。それぞれ御答弁をいただきました施策につきまして、しっかりと着実に進めていただきたいというふうに思います。

水産でございますけれども、昨年、漁業法が改正をされまして、今後、水産業の成長産業化と適切な資源管理という改革が進められていくわけでございますけれども、改正漁業法の実施に向けまして政省令の改正でございますとか必要なガイドラインの整備を進めていくことになるわけでございますけれども、これまで改正漁業法の趣旨でございますとか基本的な枠組みにつきましては、水産庁でございますとか関係の団体の協力によりまして漁業者の皆さんの理解も進んできているというふうに思いますけれども、これからが水産改革の現場での実施に向けて非常に大切な時期になってまいります。具体的な制度の実施に当たっては、やはり浜の漁業者の皆さんと十分に話し合いを行っていただいて理解を得ることが大変重要なこととでございます。

そこで、今後の水産改革の制度の運用に向けまして、現場への周知でございますとか意見の吸い上げも含めて、具体的な進め方についてお伺いをいたします。

○副大臣(加藤寛治君) お答えいたします。

水産改革につきましては、現場で漁業を営む漁業者の理解を得ながら進めていくことが必要不可欠であると認識をいたしておるところでございます。このため、農林水産省としては、これまで浜単位を含めた説明会に約二百回対応するなど、漁業者に対しまして丁寧に説明をしてまいったところでございます。

例えば、平成三十年十一月、漁業法閣議決定以降の実績をいたしまして、改正漁業法の趣旨について水産庁がブロック説明会を開催したほか、都道府県や漁協等の求めに応じまして、都道府県

団体、漁協単位で説明会に対応を行ってまいったところでございます。その結果、改革の目的が浜で頑張る漁業者の皆様をしつかりと後押しをして全国の浜を元気にするものであるとの趣旨が伝わっておりまして、安心をしたという声も数多く聞いておるところでございます。

今後、関係する政省令のほか、制度運用に関するガイドラインを定めていくことによりまして、漁業団体とも連携をしながら丁寧に対応してまいりる所存でございます。

○宮崎雅夫君 副大臣からお話をいただきましたように、是非丁寧に進めていただければというふうに思います。

そして、強い林業、水産業をつくっていくためには、森林整備の関係予算でございますとか、漁協、漁場の主要な予算の確保が必要であるということも申し上げておきたいというふうに思います。一連の災害に対する対応同様、是非関係者に寄り添った対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

私、全国の皆さんからいろんな、農家の皆さんからいろんな御意見をお伺いをするわけでございますけれども、御意見の中では、強い農業、競争力強化に向けた御意見だけではなくて、過疎化や高齢化が進む中で、競争力強化の反対の側面となる地域の農業でございますとか農村自体、これをおいかに守っていくかということについてたくさん御意見をお伺いをしているわけでございます。

江藤大臣は、棚田地域振興法の成立に大変御尽力をされたわけでございます。私も、これまで多くの棚田にお伺いをする機会がございまして、それぞれの棚田のすばらしさというを感じておりますけれども、特に私の心に残っておりますのが大臣の御地元である宮崎県の高千穂の棚田でございます。大変急峻な地形にもかかわらず、本当に手入れが行き届いた棚田を初めて見ましたときには、もう素直に感動いたしました。さすがに世界農業遺産だなどというふうに思ったところでございます。

産業政策は大変重要でございますけれども、同時に地域政策も大変重要でございます。二つの政策をバランスよく組み合わせることで、大変重要だというふうに考えております。特に、条件不利などで農村を守っていくというために必要な地域政策への期待がこれまで以上に高まっているというふうに痛感しておりますし、また、日米貿易協定も署名をされまして、更にその期待が高まっているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

農政の基本となります食料・農業・農村基本計画の五年に一度の見直しに着手をされまして、今後本格的に検討が進められるわけでございますけれども、地域政策への期待を踏まえまして、基本計画策定に向けて地域政策についてのお考えについて大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(江藤拓君) まさに地域政策、これが問われているというふうに思っております。日本の美しい伝統とか文化とか、日本人が失ってはならないものが地域にはたくさん残っております。農政の枠を超えて、日本国民の財産としてやはり地域を守っていくかなきゃならないということ国民の共通認識として持っていたきたいというふうに思っております。

食料・農業・農村基本計画、この計画は、策定に向けて今議論を始めておりますが、これはもうまさに農政のまさに背骨となるべきものでありますから、これを見たときに、決して産業政策に偏っていないと、やはり地域、それから九八％の農地が家族経営によつて成り立っているんだという現状も踏まえた農政の方向性を示しているんだという内容にしなきゃならないというふうに思っております。

畜産クラスターも産地パワーアップも、それから中間管理機構の集積要件についても、中山間地域については要件緩和を行いましたけれども、これで十分だとは思っておりません。ですから、これから地域に人が残り、また移住してくれる、またデュアルライフというこれまた生き方もありますので、いろんな形で地域が守られるような基本計画の策定に向けて努力をしていきたいと考えております。

○宮崎雅夫君 大臣、是非よろしくお願い申し上げます。

先ほど高千穂の棚田のすばらしさということについてお話をいたしましたけれども、それは五百キロにも及ぶ山際の水路がちゃんと維持管理をされて、必要なときに必要なかんがい用水、これが供給をされているからだということも併せて申し上げておきたいというふうに思います。

それを支えておりますのが土地改良区でございますし、地域の皆さんにも御協力をいただいているわけでございます。土地改良区は、地域農業を支えるというだけではなくて、地域自身も支えていると私は思っております。組合員数の減少でございますとか、やはり高齢化などの課題が深刻になつてきておりまして、体質強化を、体制の強化を図っていく必要が早急でございます。

その方法の私一つは、基幹的な施設の維持管理を行う土地改良区とそれから多面的機能支払の活動組織など地域の団体との連携を深めることだというふうに思います。昨年の土地改良法の改正では、施設管理准組合員制度も創設をされたところでございます。

そこで、施設管理准組合員制度の導入状況でございますとか、今後、土地改良区と活動組織の連携推進についてお伺いをいたします。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。御指摘いただきましたように、土地改良法改正によりまして新たに設けられた施設管理准組合員制度でございますけれども、導入状況につきましては、本年四月の施行から九月末までの六か月間で全国の三十土地改良区で導入されているというふうに承知しております。

また、御指摘いただきました土地改良区と多面的機能支払活動組織との連携、これは大変重要だというふうに私ども考えているところでございます。

して、都道府県、土地改良団体とも連携をいたしまして、地区内で多面的機能支払活動組織が活動している土地改良区に對しまして、施設管理准組合員制度を活用した活動組織との連携を働きかけることでありますとか、あるいは連携の優良事例を取りまとめて周知するといったような取組について積極的に進めてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。是非、積極的に連携について進めていただきたいというふうに思います。

時間もございますので、条件不利地域の担い手の確保について御質問させていただく予定でございましたけれども、またの機会がございましたらやらせていただきたいというふうに思います。

最後の質問でございますけれども、日米貿易協定、これで米はしっかりと守っていただいたというふうに思っておりますけれども、米政策改革をやはり着実に実行していかなければいけないというふうに思うわけでございます。

それには、やはり需要が減少しております主食用米から作付け転換が比較的容易な飼料用米の生産拡大を図っていくことが引き続き重要でございます。まして、食料自給率の向上を図る観点、畜産業の経営の安定化、そして水田として保たれることでの防災・減災の観点から重要だというふうに考えております。

そのためには、水田の直接支払交付金の飼料米への支援につきまして、現在の単価でしっかりと支援をしていくべきだというふうに考えますけれども、一方で、それに批判的な御意見もございまして、現場では不安を持っておられる方もいらっしゃるわけでございます。

そこで、水田フル活用のための今後の飼料米への支援につきまして、見解をお伺いをいたします。

○政府参考人(天羽隆君) 水田活用の直接支払交付金についての御質問をいただきました。主食用米の需要が毎年減少する中におきま

て、水田フル活用による食料自給率、自給力の向上を図るためには、水田活用の直接支払交付金による支援を安定的に実施していく必要があるというふうに考えております。

農林水産省といたしましては、今後とも、農業者の方々が飼料用米のほか、園芸作物、麦、大豆など主食用米以外の作物への生産に引き続き安心して取り組むことができるよう、必要な予算をしっかりと確保していきたいと考えております。

○委員長（江島潔君） 時間が来ております。

○宮崎雅夫君 はい。

しっかりと、これから本格的になりますので取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石垣のりこ君 立憲・国民、新緑風会・社民会派の石垣のりこと申します。

さきの参議院選挙で初めて議席を頂戴しまして、本日が初めての質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、何よりもまず初めに申し上げたいのが、八月から十月にかけて相次ぎました台風や豪雨によって亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げます。

また、今日で台風十九号の上陸からちょうど一か月でございます。いまだに避難所での生活を余儀なくされている方々を始め、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

さらに、日々現場で復旧に携わっていらっしゃる行政関係者の皆様、工事関係者の皆様、また全国各地からボランティアで参加して下さっている皆様にも心から感謝を申し上げます。

さて、この後の質問でも触れますが、台風十九号の発災直後、私は地元宮城県の被災地を自分の足で回りました。そこから改めて見えてきたことは、今回の風水害被害で政府が見せた対応の遅さです。

その一方で、主に予算委員会で今展開されています桜を見る会問題、事実が明らかになればなる

ほど、この内閣の下品さ、下劣さにはあきれるばかりでございます。一国の首相が何とろんしょくなことをなさるんでしょうか。

この場でそうした憤りや疑義を問いたしたいところではございますが、ここは農政を議論する場でございます。そして、何より私は、アグリファースト、第一次産業こそ国の基本だということとを訴えてこの議席を頂戴いたしましたので、この場では農政に集中して質疑をさせていただきます。

私は、消費税と農政に真剣です。真剣であるがゆえに、今日の質問も極めて細かい、かつ地味な話になろうかとは思います。この委員会の内容の中継などで御覧になっている皆様の中には、石垣が切った張ったの質問をするだろうと期待をされている方ももしかしたらいらつしやるかもしれませんが、そうした期待とは裏腹に、極めて静かなものになるであろうことを最初に申し上げておきます。

さて、さきの台風十九号の被害状況について、発災直後に地元宮城を視察に行ったという話は今いたしましたけれども、避難所となりました集会所、また役場もある町内中心部が広範囲にわたって浸水しました。また、集落への交通が寸断して支援がなかなか行き届かなかった丸森町、お隣角田市、さらには、吉田川を始めとした河川の氾濫などで被害を受けました大郷町、大和町、富谷市、大崎市は特に鹿島台地区。鹿島台においては、一九八六年八・五水害でも甚大な被害を受けた場所でございます。

それぞれ稲作が盛んな地域でございますが、救済措置について心配の声が上がっていたのは稲わら問題でございます。ぬれて泥まみれになって使えなくなった稲わら、大量に発生いたしました。稲わら、皆さんは御存じかとは思いますが、稲わらも、家畜の餌であるとか田んぼの肥料、また敷きわらなど、様々な用途がございます。稲作の副産物ではございますが、農作業には欠かせない材料です。

そこで、江藤大臣にお伺いいたします。稲わらについてなんですが、そもそも稲わらの統計というのには取っているんでしょうか。

○国務大臣（江藤拓君） 稲わらのみの統計というのはございません。

○委員長（江島潔君） 挙手をしてお願いします。

○石垣のりこ君

統計は全く取っていらつしやるないんでしょうか。これだけ農作業に重要なものであるにもかかわらず、まして、今回被害を受けて、これは処理に関しても多大な費用も掛かる。さらには、牛の餌となるわらとしての供給も不足する。にもかかわらず、稲わらの生産量、全く把握されていないというのはいかがなものかと思いますが。

○国務大臣（江藤拓君） 稲わらについては、刈取りの形が様々ございます。コンバインで使えば、切り刻んでしまつてそのまま圃場に来て、基本的にすき込んで土壌改良に使うというやり方もございますし、敷料に使う場合もありますし、畜産農家にとって粗飼料として利用される場合もございます。

先ほどは全く統計がないと。いわゆる統計局で取っている統計はございませんが、聞き取りによつて、各都道府県に対して聞き取りによつて積み上げられた数字は六百五十万トンという、六百五十万トンという聞き取りの調査結果があるそうですが。

○石垣のりこ君 ありがとうございます。

しかし、実際に稲わらの被害は出ております。この被害の想定として、実際に被害、把握されているものというのはいかがでしょうか。稲わらの被害に關してです。

○国務大臣（江藤拓君） これは広域に流れ出しておりますので、そして、例えば私のところの圃場から出た稲わらであるのか、藤木君のところから出たものであるのか、なかなか分からないということがあります。

私も丸森も行かせていただきましたし、いろん

なところ行かせていただきましたけれども、水の流れによつて、せき止められたところに集中的に堆積していたり、道の際で堆積していたりというふうになっておりますので、その数量については今懸命に集めておりますけど、これについては立米当たり幾らという支援策は農林水産省で取りまとめはいたしました。その総量に対しては予算が不足しないようにしっかりと対応いたしますので、余り御心配要らないと思います。

○石垣のりこ君 心配は要らないというお言葉をいただきましたので、そのように対応していただきたいと切に願います。（発言する者あり）はい、そうですね。

見えない被害にどうしてもなりがちなこととで、今後、その稲わらの活用に関しても、まずは総量を把握していただくなりしていただいて、こういう被害も災害も続いておりますので、是非迅速な救済措置をとることができるよう御対応いただければと思います。

よろしいですか、続きまして、収穫後の米の補償についてお伺いします。

今回の水害で、収穫後、倉庫に保管されている米の被害、どのぐらい発生していますでしょうか、江藤大臣に伺います。

○政府参考人（天羽隆君） 収穫後、保管していたお米が水に流された若しくは水につかってぬれたという事例が今回の被災地で発生しておりますのは承知をしておるところでございます。現在、農林省で各県、市町村に聞き取り調査をしておりますが、まだ正確な数字がつかめておりません。

○石垣のりこ君 これは最終的にいつぐらいに把握できる予定でしょうか。

○政府参考人（天羽隆君） できるだけ早く把握したいと考えております。

○石垣のりこ君 まだ総額は把握されていないということですが、その補償についてはどのようにお考えですか。

○国務大臣（江藤拓君） 総量を把握することも、委員、大変大事だと思います。しかし、量の大小

にかかわらず、しっかりとした金額をお示しをし

て、集めていた玄米に対して補償しなきゃいけない場合もありますし、地域の担い手となる、地域の

の中心的な稲作農家の場合は、周辺の稲作農家の土地の分を全部自分で一括して引き受けて、その

分が自分の家の倉庫に積んである場合もござい

ます。そういったものについても、更に言うともう水害が出て国からの支援策が出る前にもう既に

廃棄して捨ててしまったと、現物はないというの

もあります。ですから、その数量も把握するのはなかなか手間が掛かります、現物が無いわけ

ですから。しかし、それもちろんと把握をさせていた

ただいて、きちっとした七万円と単価を示させて

いただいて、常総並みに出させていたでいて、量

の大小にかかわらずしっかりと支援させていた

くということでございます。

○石垣のりこ君 さきに発表されました被災者の生活となりわいの再建に向けた対策パッケージの中

に、今の浸水した米の被害の補償は組み込まれて

いますでしょうか。

の被災に対する補償というのは書き込まれてい

ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(天羽隆君) 浸水したお米そのもの

に対する補償は含まれておりません。

○国務大臣(江藤拓君) しっかりとパッケージを

読んでいただいて感謝を申し上げます。

本当であれば、その米に対して直で出す方が分

かりやすいと私も思いますよ。しかし、共済の関

係とか収入保険の関係とかナラシの関係とか様々

ございます。様々。不公平感のないようにしつ

かり対応してほしいというのは、被災された都道府

県知事それから市町村の方々からのもう共通した

御意見でございます。

ですから、若干分かなりづらいやり方をしてい

なと思うかもしれませんが。思われるかもしれ

ませんが、農家の方々がどれだけの金額を十アール

ル当たり受け取るかということが実は一番のポ

イントであって、我々は工夫に工夫を重ねてこ

いうメニューにさせていたいたということであ

りますので、初当選されてしっかりと読まれて、あ

れ、ちよつと分かりづらいなと思う気持ちは分か

りますが、なかなかその理屈を付けて財務当局に

納得させるのが大変なんです。もう正直言いま

すけど。知恵を絞った結果、これを何とか実現さ

せたということでございます。

○石垣のりこ君 御苦労をお察いたします。

十アール当たり七万円上限ということになって

おりますけれども、結局これは来年度の作付けに

関しての補償ということで、実際に今の段階で

収入となる収穫されたお米を現金に換えるための

ものがないということでの資金のプランクがで

きるようになります。

かなりの御苦労をされた上での御対応かとは思

いますけれども、十アール当たり七万円ですと、

今の相対取引価格の米価からすると大体半分ぐ

らいの補償になるかと思ひますし、マックスで七

万円で、実際農家の方にお伺いしますと、七万円

の上限まではいろいろかき集めても、十アール

当たり、これは至らないだろうということ、かな

り、半分ぐらいの補償では少ないというよう

なお、是非農家の方が今後の作付けに不安を

覚えないような対策をしつかりと講じていただ

ければと思います。

さらに、よろしいでしょうか、これまでの台風

被害に対して国が補償策として考えている内容

を見ますと、どうしても気象状況、気象条件とし

まして、九月に集中する台風、今、今年何年か、

この何年かは十月になってもまだ台風がやって

くるような異常気象とも言われていますけれども、

そのような収穫前のお米に対する補償のみならず、

収穫後のお米に対して何らかのやつぱり被害が

あつたときに補償していくことを考えてい

かなければ、実情に合っていないものに近年な

っているというふう

にこの数年の稲農家の被害状況

を見て思ひますので、是非ともその辺の御対応

を御検討いただければと思います。よろしくお

願いたします。

○国務大臣(江藤拓君) 足らざるところにつ

いては検討を重ねてまいりたいと思ひますが、米

政策は非常に長い歴史がございまして、これにつ

いては、共済もあつたり、ナラシがあつたり、今

度は収入保険の対象になつたり、いろんなことが

ございまして、やはり政策については現場の方

々にまずは知つていただいて利用していただく

ということがなければいけないのと同じです

から、そういう

た周知も含めてしっかりとやらせていただ

きたいと思ひ

ます。

○石垣のりこ君 農家の皆様が営農に未来を、

希望を持てるような政策ということで、しつかり

とお願い申し上げたいと思ひます。

さあ、続きまして、日米貿易協定について伺

います。

基本的立場を申し上げますと、当然のこと

ながら、我が党も私自身もですが、今回の日米貿易

協定、日米FTAには反対でございます。当たり

前です。ね。こんな、売国的条約と言つても過言

ではないかと思ひますが、このような条約を是認

する

わけにはいかない。

しかし、与党の皆さんは、政府が勝手に結ん

できたであろうこの条約を何の批判もなしに数

の力で押し通されるんだと思ひますけれども、

であれば、私としては、この条約で発生する

であろう悪影響を最小限にとどめる措置を講

じる必要があるわけ

です。

今回の日米貿易協定、この委員会で議論す

べき分野でいいますと、主にアメリカの農林水

産物を大量に、たくさん買いましようという

話になるかと思ひます。当然、国内の農家を

始め、農林水産業従事者にとつては大打撃

になることが容易に推測

できます。

一方で、FTAなんだから、逆に言えば、日

本の農林水産物をアメリカに買つてもらう

チャンスというふう

に捉えることもできるのではないで

しょうか。いや、逆にチャンスにしなけれ

ば日本は踏んだり蹴つたりになつてしま

事情があつて若干弱つておりますけれども、これは後継者問題等があつて、ちょっと事情がまた違うと思います。

ですから、いつの時点でどれだけのものが入ってくるか、これは商取引の世界ですから、これはもう正直言つて分かりません。全く入つてこないかもしれない、もしかしたらですよ。それはもう可能性の世界ですから、将来の可能性を、ここで私が予見的にこれだけの量、これだけの金額が入ってきますということを言うのは多分不可能だと思ひます。

SGも張らしていただいたので、二十四・二というSGですから、それを当然意識して輸入業者は輸入をされると思ひます。それを超える寸前では、もう一か月待てばまた低い関税で買えるんだからもう一か月待とうというブレーキが確実に掛かると思ひます。しかし、その判断をするのは私じゃなくて、商社であつたり、いわゆる輸入をする主体の方々の商取引上の判断ですから、これをしっかりとした数字で答えることは難しいと思ひます。

○石垣のりこ君 想定の話というのは、もちろん未来のことなのでどんなことでも想定の話になり得ると思ひます。しかしながら、現状、予算を組んでいく上で、想定を数字を出さないことには話にならないわけですよ。

その上で、改めて聞きますけれども、最終的に日米貿易協定が動き出したら、輸入量どれだけ増えるというふうに試算していらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣（江藤拓君） 繰り返しの答弁になつて恐縮ですけれども、例えば日本とITとの話が動き出してあります。TPP11はもう既に非常に低い関税での輸入が始まつてあります。

じゃ、11が発効したら、がんと11からの輸入量が日本に増えてきたかという話になると、まだ四月から十月までの数字しかありませんが、過去三年間の伸び率からすると二％逆に落ちています。落ちてはいるんですよ、関税が下がったにもかかわ

らず。

ですから、これを想像するのは非常に難しい。だけれども、将来定量的に下がっていくことは間違いないし、先ほど委員がおっしゃつたように、FTAなんだからというところはちよつと私はイレズさせていただきまされども、日本も攻めていかなきゃなりませんので、例えば十四万九千トンしか日本の和牛は生産しておりません。六万五千トン、アメリカに対しては出せるわけでありますから、その輸出環境に対応した国内の生産基盤を更に強化することとは大変重要な課題だと考えております。

○石垣のりこ君 想定したものがないということでございますけれども、想定がないことには、何度でも申し上げますけれども、予算を組むことはできないのではないかと。これは紛れもない事実でございますまして、内閣官房作成の資料をお渡ししておりますけれども、こういうものも作つていらっしゃるわけですよ。十月二十九日には公表されております。

たとえ農産物の輸入拡大金額、現時点で分かなかつたとしても、政府は政府支出をGDP内訳で〇・一％上がると思定していらっしゃいますよね。これ、GDP公式、YイコールCプラスIプラスGプラスNXのところのGの政府支出でございますが、この〇・一％というのは政府がどれくらい支出するのかという数字でございます。

政府内部でどれくらい金額を日米貿易協定対策として予算支出するか、これ検討していただければ、こんなグラフ、資料なんか出せるわけはないと思ひますけれども、既に固い数字を、固い数字というか、今の時点で試算として数字をしつかりと持つていらっしゃるんじゃないかと思ひます、いかがでしょうか。

○政府参考人（大角亨君） 本試算につきまして、本経済効果分析につきましては、いわゆる一般的な経済分析モデルでございますGTA Pを用いて計算したものでございまして、この分析は、輸入価格が下がることで実所得が増加、消費、投

資が増加し、貿易投資が拡大することで生産性が高まり、それにより賃金も押し上げられ労働供給が増加、トータルでGDPが押し上げられると、このような試算を行っているものでございます。

これはこういったマクロ全体の分析モデルでございますまして、今回の日米協定に基づく特定の対策による特定の政府支出、こういったことを主に想定しているものではなくて、いわゆる経済分析の中のマクロモデルの中で政府支出が全体的にどれだけ増加するというようなことを試算したものでございまして。

○石垣のりこ君 それでは、今回の日米貿易協定によつてどのぐらい農林水産業に打撃が与えられて、それに対してどういう対策を打つたらいいか、その予算組みというのとはできないということになりませんか。

○政府参考人（大角亨君） 輸入増につきまして、当然農産物の輸入も含まれるものでございまして、一方で、工業品輸出が増加することに伴いまして、中間財の輸入増も見込まれているところでございます。

本経済効果分析につきましては、協定による経済成長メカニズムを明らかにし、それによつて生み出されるマクロ全体の効果を試算したものでございまして、産業別の内訳までの分析は行っておりません。

○石垣のりこ君 分析を行っておりませんということなんです、でも、日米貿易協定によつて輸入が増える、それに対する国の農林水産業に携わる皆さんへの支援策というのは打つていられるわけですよ。そのための予算組みというのをされるわけですよ。ということは、どれぐらい打撃を与えられるかということをやはり数として想定していただければ、今回のその〇・一％の政府支出ということ自体想定することができないのではな

いかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（江藤拓君） 農林水産大臣として発言をさせていただきますが、これは経済効果分析でありますので、分析でありますので、これを基に

して全ての予算組みから何から組み立てられるというものではまずございません。

そして、私としては、これだけの打撃があるからそれに見合うだけの国内対策をするのだという立場には立つておりません。これからもつと、これから本格的な、経済連携協定はこれで終わりではないかもしれません。もしかしら。RCEPも今頓挫しておりますけれども。そういうことを考えると、もつと農林水産業を魅力のある産業にするために、あらゆる機会をつかまえて国内対策を自分としてはやりたいんですよ。

先ほどもちよつと言いましたけど、一兆三千億に近い国内対策これまでやつてまいりました。これによつて我が宮崎県では、例えば繁殖母牛の数、雌がいないと和牛は生まれませんが、この数は確実に毎年増えていきます。自分でもう一回やろうという人、それから新たに和牛生産、繁殖に取り組んでみたいという若者も増えていきます。産地パワーアップ事業とか畜産クラスター事業によつて生産性が上がつて非常に経営が楽になつて、周りにも、おまえ、もうサラリーマンなんか辞めて俺と一緒に農業やろうよというような声も宮崎では大分出ています。

ですから、影響をしつかり把握することはもちろん、委員、大事なんです。しかし、これだけの影響があるからこれと見合うものという考えは私は持つておりません。それをもつと見据えた、これも含んだ上で、将来につながるようなものをこのTPP等関連対策大綱では是非やらせていただきたいというふうに考えているということでございます。

○石垣のりこ君 より大きな図を描いてというお話であつたかと思ひますけれども、日米貿易協定において、午前中の衆議院農林水産委員会でも江藤大臣発言されていらつしやいましたけれども、セーフガードを設けて米を除外したとしても日本の農業に影響を認めざるを得ないというような御発言がございました。

その上で、やはりこの日米貿易協定に対して具

体的に、個別にやはり結ぶわけですから、そこに対する対策を、今までやってきたこと、そのほかも含めての大きな対策の中に盛り込むというのはもちろんありだと思いますが、しかし、やはりピンポイントでここに対する対応策というのは、今回の日米貿易協定に関して法案を提出されているわけですから、承認を得るわけですから、やはりちゃんとした対策というのは取るべきなんじゃないでしょうか。

○国務大臣（江藤拓君） 午前中の佐々木委員との質疑だったろうと思いますが、特に北海道は、ホルスタインを肉専用種に回しますと、国産牛ではありますけれども、F1、黒毛に比べてはやはり非常に競争力が劣るということがあって、佐々木委員も大変心配をされていました。

T P P 12の議論があったときには、ホルスはほぼほぼ駆逐されてしまふんじゃないかというような悲観的な意見も多数、北海道の方々からも聞かれましたけれども、今では、ホルスの例えばぬれ子の値段も昔とは比較にならないほど良くなっておりますし、それから初妊牛の値段も安定しておりますし、後継牛の数も増えてきておりますし、非常にいい感じに実は北海道はなってきたています。

ですから、そういうことも考えながら、全体を見極めて対応させていただきたいと思えます。

○石垣のりこ君 一部功を奏している例というのは、全国を見ればもちろんあるんだとは思いますが、けれども、酪農に限らず、米の分野は、特に米は今、農家が本当に生産をしてきただけでは生活がしていけない、厳しいというお声を大変いただいております。

その上で、今回米は除外されているとはおっしゃいましたけれども、今後どうなっていくかも分からないという状況の中で、やはりこういう日米貿易協定、個別に結ばれる、そういう前提でお話をされるのであれば、やはり未来のことだから分からない、その数字を基に全ての予算が構成されるわけではないというのも、一種正論に聞こえる

ようで実は何も考えていないということと同義ではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（江藤拓君） いや、大変厳しいお言葉をいただきましたが、必死で考えております。とにかく、とにかく一生懸命考えております。あらかゆる、あらかゆる事態が、やっぱりその一番悪いケースを想定することややはり政治の場面では大事だと思えます。決して、楽観主義に立つて、こうなったらいいな、多分大丈夫だろうという感覚で物事には接しなきゃいけないと思えます。

やはり、国が条約がある国と結んで、そして農家にしてみればあるとき突然競争条件が変わるわけですから、それに対してはやはり国としてしかるべき対応を、予算も使ってやらせていただくということであります。

○石垣のりこ君 いや、そのお話を聞いて、結局は一次産業に携わる皆さんが、ああ、大丈夫なんだというふうに思うかどうかということだと思えます。それを聞いて、ああ、じゃ、たくさん対策してくれるから大丈夫なんだな、良かったというふうに思えるかといったら、全く思えないと思うんですね。

想定は分かりませんが、想定することができないので、そこからの対策も何となくもやっとしたものです、それで何とかやっていきますので皆さんよろしく願いますと言ったところで、農家の皆さんは安心して営農することができないと思えますというのを申し上げたいと思うんですが、

具体的に、今、じゃ、一次産業対策費の中で考えていこうというふうにはおっしゃったんですが、具体的にどんなことを考えていこうというのか。ちなみに、体質強化、コスト削減、あと経営安定化対策というのは大きな柱として二つあるということは存じておりますけれども、具体的にどのようなことを考えていこうというのか、お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣（江藤拓君） これは、ここで申し上げ

たいところはやまやまでございますが、まず金額を積み上げ、そして過去の政策との整合性も見極め、そして党内でもしつかり議論をして、そして財務とも交渉をし、その上で出さないと、今ここで私がこれやりますと言ったら、もう結局ばんとはねられたでは、こんな無責任なことではないんで、これは申し上げられないということは御理解いただきたいと思えます。

○石垣のりこ君 これが、まだ目の前に条約批准が迫っているという、もう既にこの国会で決めるということが決定されているところの以前、もう何年も前だったからまだ分かるんですけども、目の前にこう迫っていて決めますというときに、影響が出ますということもおっしゃっているときに、ですよ、今、対策はよく分かりませんが、ここでは申し上げられませんが言ったのを聞いて、じゃ、何でこの段階でここで決まなきゃいけないのかと、数の力で押し切られなきゃいけないのかということにならないでしょうか。何の説明にもなっていない、何の安心材料にもなっていないというふうには私には思えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（江藤拓君） 度々御指摘をいただいておりますが、これまでは対策と影響試算と関連対策大綱とセットで出されたので、これは包括的な議論ができたということは事実でございます。今回はこれまでに比べたらかなりイレギュラーな形であるということは私も認めておりますが、既に認めておりますが、しかし、非常に速いスピードで合意に至って、その内容について、私も、先生よりも大分長く政治家をやらせていただいておりますが、T P Pも、最初の聖域なき関税撤廃ではなくて、もう全て投げ出すという関税撤廃の話のときから関わってまいりました。そういう、私としていろいろ悩み考えた中で、この内容であれば国内対策で十二分にやれるという自信を持つに至りました。

ですから、私のことはよく知らないでしょうけど、是非信頼もいただきたいと。ネットで見てい

らっしゃる方も、なかなか江藤がそう言ったって心配だよと思われるかもしれませんが、しつかりやらせていただきたいと思えます。

○石垣のりこ君 その言葉を信じたいところですが、けれども、国内対策でしつかりやれるのその国内対策の内容が全く分からないから、ここでいろいろ質問を申し上げるところでございます。

時間がやってまいりましたので、是非、日米貿易協定、このように全く、影響があると言いがら、その影響がどのぐらいの規模であるかも、現在把握されていらないのか、ここで公表できないのか分かりませんが、そのような状況の中で予算もどういうふうに組まれているのか。これ、試算だけは出ていますけれども、政府支出〇・一％は出すという数字だけは、どこからの数字がちゃんと把握されていなければこういう数というのは出てこないはずなので、想定している数字があるものだとは思いますが、現段階でここで公表していただけない。それにもかかわらずこの日米貿易協定が強硬に進められようとしていることに、本当に心から抵抗を申し上げたいというふうに思います。

さて、時間もやってまいりましたけれども、我が国は食料自給率の向上を目指しているということところは皆さんも御了解いただいているかと思いますが、昨年、自給率、カロリーベースで最低を更新いたしました。三七％でございます。

極端な話をすれば、仮にどれだけ経済が疲弊しても、食料が自給できていれば取りあえずは生きていけると。本当、農業、農というのは国の基本である、第一次産業が国の根幹であるというのはそういうところにあると思えます。この命を支える食、農業が危機に立たされているのが今回の、今回に限ったことではございませんが、日米貿易協定ではないかと思えます。

農業も国際競争にさらされざるを得ないという状況にあることは、江藤大臣もおっしゃっていましたが、これまでに様々な交渉をされてきた、その御苦労を推察いたしますけれども、そうであ

かつ一宮崎県で発生した口蹄疫のときには、偶蹄類に感染すると言いながらも、野生の偶蹄類には感染しなかったことで終息いたしましたけれども、これ、野生のイノシシに感染して、どんどんイノシシが移動して感染を拡大しているわけですから、このイノシシ対策しっかりとやっていただく

たいと思いますけれども、野生のイノシシ対策について改めてお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(藤木真也君) お答えいたします。

徳永委員御指摘のとおり、今般のCSFは野生イノシシの媒介によりまして感染拡大が行われているということが特徴であり、野生イノシシに対する対策は非常に重要と考えております。

農場への侵入対策としては農場防護柵の設置を進めており、その事業費として国から二分の一を補助するとともに、地方負担分の八割を特別交付税として支援をしているところでございます。

野生イノシシに対する対策としては、本年三月から経口ワクチンの散布を開始し、また、CSFの全国への拡散を防ぐため、関係省庁と連携しながら経口ワクチンベルトの構築を行ってきているところであり、見直しをしながら進めていく考えでございます。

現在、防衛省とも協力を行い、空中散布といった効率的な散布方法についても検討を進めている

ところでありまし、また、野生イノシシの捕獲についても、CSF陽性の野生イノシシが確認されている県及びその周辺の二十一都府県において捕獲重点エリアを設定し、捕獲の強化に取り組んでいるところであります。

引き続き、野生イノシシ対策に万全を期してまいりたいと考えています。

○徳永エリ君 防衛省と連携して経口ワクチンを空中散布すると。これ、本当に効果あるんですか、大丈夫なんですか。

○國務大臣(江藤拓君) 防衛省の人間とそれから農林水産省の人間と、アメリカに出張させました。アメリカでは、狂犬病を撲滅すると、大分長いスパンを考えていらっしゃるようですけれども

も、空中散布をかなり大々的に行っております。そして、金曜日に出張から帰ってきました。その効果について確認をいたしました。実際に今月の末ぐらいから散布を始めさせていただきたいと思っています。

日本の山は極めて急峻なところがあつて、人間が持つていくのがいいんですけれども、本当は、枝に引つかかることもありますから。しかし、山に入れないところもあるものですから、そういうところは中心的にやっぱり、政務官から御説明ありましたが、ベルトにしないと、抜け道があつては意味がないので、ここから先についてはなかなか、どこで線を引くのかで今すごく悩んでおりますけれども、今月末からはもう実行に移させていただきますと思います。

○徳永エリ君 効果をしっかりと検証していただいて、また御報告もいただきたいと思っています。資料を配付させていただきましたけれども、予防的ワクチン接種を要望している地域ということでもあります。

赤いところがワクチン接種推奨地域、十二地域でありますね。そして、黄色いところが、政府では五つの自治体から要望があつたというふうにおっしゃっていたみたいですが、自治体や農家からワクチン接種を要望する声が上がっている地域を団体がまとめたものをお配りをさせていただきます。

これ、もうこのワクチン接種推奨地域に隣接しているところは、やっぱりイノシシの抗体陽性がおっしゃるんです。これ、近接、隣接地域に関しては、大臣、早急にワクチン接種を検討して実施した方がいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(江藤拓君) 委員のお気持ちもよく分かりますし、近接されている都府県におかれましては特に非常にセンシティブになっていらっしゃるお気持ちもよく分かります。養豚農家の方々の御心配もいかにばかりかと思えます。

しかし、これを全部足し上げると五百万ぐらいになるんですよ、五百万ドーズぐらいに。現実には推奨地域にしました。推奨地域にすると、ワクチン接種プログラムを作っていたかなければなりません。当プログラムを作る段階でその地区の養豚農家の方々と話し合いをして決めるわけですが、できました、プログラムでできましたと、じゃあワクチン下さいといったときに、すごく申し訳ないんですが、百五十万ドーズでも百三十万ドーズ配つちゃつていきますので、なかなか、その現実と真正面から向き合うのも政治の現実じゃないですか。推奨地域にした、推奨地域だけにはしませんが、あげるものはありませんよというわけにもいかなくて、非常に苦しんでおります、私自身も。

ですから、十二月の半ばには追加の二百五十万ドーズが届きますので、その段階で、この希望されているところ、まだイノシシからは発見されていないところについてどういう対応をするかについては、追つて検討させていただくということにさせていただきますと思います。

○徳永エリ君 発生してはワクチンを打つ、抗体陽性のイノシシが見付かつてはワクチンを打つ、それでは遅いんだと思うんです、予防的ワクチン接種ですから。だから、ワクチンも早く増産してください。よろしくお願いしたいと思っています。

それから、その野生のイノシシの問題だけではなくて、豚コレラ防疫指針では、ワクチン接種地域から発生していない、非発生地域ですね、ここへ種豚とか子豚、あるいは精液などの出荷、移動ができません。そのことによって非発生地域の養豚農家がワクチン接種地域からの種豚や子豚を仕入れられないという問題が起きているんです。

特に、静岡に大変に大きな、種豚を生産したりAIセンターを持っているところがあつたんですが、そこと取引をしている非発生地域の養豚農家が本当に今困っている状況なんですね。これ、市場取引ではないので、長い間相対でやってきたわけです。ですから、仕入先が見付からないところ

に対しても、しっかり情報提供などをさせていただくワンストップの窓口をつくっていただきたいと思うんです。

養豚農家から聞いた話では、せっかくその仕入先が見付かつて、足下を見られて、今まで仕入れていたときの値段の倍、三倍要求された、そういう話も出てきておりますので、しっかりとマッチングを図っていただきたいということもお願いしたいと思っています。

それから、逆に、非発生地域からワクチン接種地域の養豚農家は種豚などの移動はできませんけれども、交差感染などの懸念があつて実際には大変厳しいと。農水省でガイドライン作っておられまされども、中間地点みたいなところにトラックで運んでいって、それをワクチン接種推進地域からまた別のトラックで来て受け取って、なかなかこれ、説明はできますけど、実際にやるとなると経費も手間も掛かつて大変なんだと思うんです。この辺ももっと実効性のある方策を考えていただきたいと思っています。

それから、もう一つは、ワクチン接種後、抗体ができるまでの二十日間、ワクチン接種農家は豚の出荷ができないうんですけれども、その間、収入はありませんよね。しかし、餌代、人件費、経費が掛かるわけですね。豚が大きくなつてしまつと、規格外になると価格も下がるということも聞きました。

そういう中で、是非とも無利子の融資、こういったものを検討していただいて、餌代あるいは人件費、ここをしっかりと支払ができる環境を整備していただきたいと思うんですけれども、幾つか御質問させていただきましたが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(江藤拓君) 肥育素豚の移動については、業界の方から、これについては例外的に認めてほしいと。実は、私の宮崎県も静岡から引いていまして、私の地元の養豚農家からも例外的に認めてよと言われましたが、しかし、もう既に十四万頭以上の殺処分をいたしました。もう生体の移

動は認めないということで、とにかく広げないことにまずは全力を尽くさなければなりません。ですから、よく話をして、いや、それは駄目だと、なかなかそれは認められないよという話もさせていただいています。

精液についても、これはやりようがあるかもしれない。今ちょっと検討させております。精液についてはやりようがあるような感じですが、これも、断定的に精液についてはいいいですよということを言うのはちょっと御勘弁をいただきたいと思っています。

それで、二倍、三倍という話については、これはもう優越的地位の濫用のおそれがありますから、どう見たつて、それは農林水産省の方からしかるべき指導をしっかりとさせていただきたいと思っています。そういうことは、やはり困っているときに付け込むようなことをするやつは駄目ですよ。それはもう、日本の養豚業界は仲間だという認識でやっていただきたいと思っています。

積替えについては、御指摘のとおりなんですが、何とかしてやっぱり清浄化を保つためにどうしてもやらなければならぬことでありますので、御理解をいただければと思います。

それから二十日間の、このワクチン接種について、打つて二十日間はまず出せないという、これはもう基本的なことがありますし、その資金については家畜疾病病経営維持資金というのがございます。これについては、〇・六七五%ですが、これも、国が二分の一補助をいたしておりますが、これの残った部分の金利について都道府県が見るということであれば、それについては特別交付税でまた更に国が見るということになりますので、実質無利子で資金が調達できますので、こちらを御利用いただくのがいいのではないかとこのように考えております。

○徳永エリ君 これまでこの豚コレラの問題は、感染が拡大された地域あるいは周辺地域、そこに限られた問題のように思っていたんですが、これも、防疫指針の改定によってワクチン接種地域か

ら非接種地域にこの種豚とか子豚とか精液が移動できなくなつたことによって、これ北海道から沖縄まで全国的な問題になっているんだということをしっかりと大臣に受け止めていただきたい。

本当に、体質強化とか生産基盤の強化とかとおっしゃっていますけれども、本当に日米貿易協定以前の問題で、今日の前にある危機にしっかりと対応していかなければこれ本当に大変なことになりますので、非常事態だという危機感を持っていただいて、是非とも対応していただきたいということをお願い申し上げます。

それから、そういう状況の中で、先日、この委員会では紙委員が江藤大臣に質問をいたしました。日米貿易協定は日本の農民の勝利だと言える内容だと思いませんかという質問でございました。大臣はこの質問に對しまして、私としては、いいところに収まってくれてほつとしておりますと、正直な気持ちです、これであれば政治家としても農林水産大臣としてもしっかりと受け止められる内容に収まったと思つていて、我々は負けたというような認識は持つていませんというふうにおつしていました。

T P P 12の内容がそのままT P P 11の中に譲歩された、そして、更に日米貿易協定でもつて牛肉、豚肉、ホエー、こういったセーフガード、アメリカ分が新たに設けられた、米は除外された、あるいは輸出货量も増えるかもしれない、そういう、おつしやっておりますけれども、これはどう考えても、農林水産大臣は農業者の立場に立たなければいけない、そういう役目でありますので、大臣のこの発言はどうしても承服できません。

大臣がほつとしたと、いいところに収まってくれたと言つていらつしやる根拠はどこにあるのか、御説明いただけないでしょうか。

○国務大臣(江藤拓君) 言つた瞬間に、失言に近かつたなと実は自分でも思いました、正直申しまして。

しかし、私は余り樂觀的なものを見る人間ではなくて、この二国間が始まつたときに、これは大

変だと、中国とかいろんな国との米国の態度を見ていて、何を言うてくるか分からぬぞと、これは大変だと、それこそバツジ懸けてやらにやいかぬときがいよいよ来たかなと思つたんですよ。

この間、紙先生から御質問いただいて、いいところというのはこれは非常に不適切な発言だったと思いますが、内容としては、政治家として私は地元で、小選挙区で選ばれているわけですから、地元の方々に会つて、こういう内容でこういうようなマイナスのインパクトも考えられるけど、こういうことをすればちゃんとフォローアップできると。私はT P Pのときにも地元の方に言つたんです、無傷じゃ済まない、T P P 12に合意すれば、しかし、国内対策をしつかりやれば傷口がかえつて塞がつて強くなるということもあるから、それを目指してやらせてくれという話をしていたんですが、そういう歴史もずつとあつてこういう発言をしてしまったということでありまして、なかなか、あなたの信条を聞かせてくれという話じゃないんでしょうけれども、あえて聞かれたので、そんなところ、そういう感じの話でございます。

○徳永エリ君 今後、自動車の関税撤廃に向けて新たな交渉が始まります。そういう中で、やはりカードになるのは農業だと思つています。T P P 12でアメリカの米七万トンはいもう約束されていますから、やっぱり約束したものを要求してくるというのは普通の考え方だと思つてですね。

しかも、協定の附属書には、アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇、特惠的な待遇を追求するとなつていてわけですね。これは私たちにとつては本当に脅威だと思つています。

大臣、どうか農林水産業、農業者あるいは林業者あるいは漁業者の立場に立つてしっかりと、農業という業だけではなくて、その地域をしつかり守るという観点も持つていただきたいながら、厳しい要求を政府に対してしていただきたいというふう

思います。

先ほど、牛肉に関しまして、黒毛和牛という話もありました。海外展開も期待できるかもしれませんが。収益性も高いかもしれません。でも、北海道のホル雄、単純にホル雄と考へていただいたら困るんです。例えば十勝の清水町、これ、十勝若牛というブランドを確立しているんですね。十勝四か月で出荷する、癖のない、サシの入つた牛肉。地域で餌もいろいろと研究をして、同じ餌を与えている。地域ブランドなんです。こういった地域ブランドが壊れてしまう、このこともしっかりと考へていただかなければいけない。

それから、酪農、生乳生産にしても、ホエーの関税が撤廃される、あるいはチーズの価格が下がっていく。こういう中で、北海道の生乳生産は九八%加工原料乳に仕向けられたわけでありまして、これ、価格が下がっていくということになる。乳価が下がるとなれば、飲用乳に仕向けられる。そつちの乳価は下がらないかもしれない、北海道の酪農はいいかもしょうない。でも、じゃ、本州の酪農家はどうかなんです。飲用乳を生産していた、今非常に生産基盤が弱体化していると言われている本州の酪農家の方々に大きな影響が出るんです。

また、全国で黒毛を作り出せば、あるいはこの生乳の問題もそうです。海外との競争じゃなくして、国内の競争の中で淘汰されていく農家も出てくる。このこともしっかりと考へていただきたい。数字からは見えない様々な影響に関して、農林水産大臣としては是非とも心を向けていただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣(江藤拓君) しつかりやらせていただきたいと思つています。

北海道のブランドについても、自分も存じ上げていますし、更新される予定の牛を飼ひ直ししているようなものもあるということも存じ上げて、食べにも行かせていただきました。

チーズについては、ハードについてはあれですが、ソフトについては守らせていただきたい

たということでありますし、一番、先生の方から言つていただいたのは有り難いと思つていますけど、これから畜産物価格がいよいよ時期が、季節が近づいてまいりましたけれども、まさに北海道の方々が加工原料乳の方に回していただいているおかげで、本州の方の酪農家は飲用の方に回すということ、すみ分けという言い方が正しいかどうか分かりませんが、それぞれ、本当は北海道の方でも飲用に回したい方はもつとおられると思うんです、一部入つてきてはいいますけれども。

ですから、そういう今の長い歴史の中で、いろんな先人の知恵の中で守られてきたこの制度自体が壊れていくようなことがないように、それで、最初におつしやつたように、農林水産大臣はどんなことがあつても農林水産業者の味方の立場に立つて仕事をしろということについては肝に銘じてやらせていただきたいと思つています。

○徳永エリ君 時間ですので終わります。ありがとうございます。

○塩田博昭君 公明党の塩田博昭でございます。

先週の初質問に引き続きまして、今日、二回目の質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

初めに、九月の日米首脳会議で合意をいたしました日米貿易協定について伺います。

言うまでもなく、農林水産業は国の基でございます。T P P 11、日EU・EPA協定に続きまして、十月八日に署名をされた日米貿易協定の最終合意によりまして、我が国は名実共に新たな国際環境、国際マーケットにおきまして勝負をするところになるわけでありまして。

そこで、本日の私の質問では、農林水産委員会ですら、日米貿易協定の合意の中から農畜産物の分野に限つて、どのような影響や課題、そしてそれらに対する対策があるのか、確認をさせていただきます。

まず、この度の日米貿易協定について、安倍総理は、十月七日、衆院本会議の答弁におきまして国益にかなう結果を得ることができた、また、十

五日の参院予算委員会では取るべきものは取ったと述べられ、さらに茂木外務大臣は、今回のような経済連携協定はパッケージ合意であり、個々の品目ではなく農産品や工業品など全体で合意する、バランスの中でウイン・ウインの結果になっていると、その意義を強調をされました。

その一方で、一部の評論家やマスコミの中には、二〇一八年度の日本の食料自給率、カロリーベースで過去最低の三七％に落ち、食料生産額は二年前に比べ二ポイント減の六六％、田畑が縮小して農業所得は減少している、また、日米貿易協定合意がそれに拍車を掛けるなどと、今回の合意が更に農業所得の減少や食料自給率の低下につながるのではないかとというような指摘もあります。そこで、日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響につきまして、試算された資料によりますと、国内の農業生産額は減少することとなりますが、そのことについて伺います。

今回の試算によりますと、生産減少額は約六百億円から約千億円とのことであります。この数字だけを見ますと、これで本当に相互利益なのかと心配になってしまいます。また、日米貿易協定におけるGDP全体の押し上げは約〇・八％、四兆円の経済効果という数字もある中で、国内農業生産額の減少に対する分析と国内対策につきまして農林水産省がどのようにお考えなのか、まず見解をお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(浅川京子君) お答え申し上げます。

今回の影響試算については、これまでTPP12、TPP11、日EU・EPAで行ってきた算出方法と同様の方法で実施をしながら、日米貿易協定の合意内容を踏まえ、直近の生産額や価格を当てはめて算出したものでございます。

具体的には、現行関税率一〇％以上かつ国内生産額十億円以上の品目三十三品目を対象とし、個別品目ごとに、国産品及び輸入品の価格を出発点とし、原則として、内外価格差や品質格差等の観点から、国産品について輸入品と競合する部分と

競合しない部分に分け、価格について、競合する部分は関税削減相当分の価格が低下する、競合しない部分は競合する国産品の価格低下率の二分の一の割合で価格が低下する、品目によっては品質向上や高付加価値化を進める効果を勘案し、それぞれ価格の低下幅を二分の一とするなどの考え方に基づき、品目ごとに生産減少額を計算して積み上げたものでございます。

国内対策の効果については、総合的なTPP等関連政策大綱に基づきこれまで国内対策を行ってきたところでありますが、産地の競争力強化、畜産、酪農の競争力強化、牛・豚・マルキンの補填率を八割から九割に引き上げる等の経営安定対策の充実などにより確実に再生産が可能となり、国内生産量が維持されると見込んだものです。

日米貿易協定による生産者の懸念や不安を払拭するため、今回の結果についても丁寧に説明していくとともに、政府一体となって万全の国内対策を講ずることとしっかりと生産基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

○塩田博昭君 ありがとうございます。国として、不安を払拭するようしっかりと対策をお願いをしたいと思えます。

次に、先ほどの生産減少額で最も減少が見込まれる農産物が牛肉ですが、一方、輸出に目を転じますと、牛肉の輸出について、米国向けの低関税枠二百トンと複数国枠を合体し、合わせて六万五千トンへのアクセスを確保したことによって、バランスの取れた合意内容だと見ることができま

す。高品質でおいしい和牛の輸出を始め、他の農産物についても、いわゆる攻めの農政について、生産者の皆様が安心をできるような今後の展望について、大臣にお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(江藤拓君) 攻めを展開するべきだという御指摘だったというふうに受け止めていただきます。

もうまさに和牛については、来年はオリンピック

クもでございますし、インバウンドの数も順調に増えておりますし、非常に和牛に対する引きはこれから強くなっていくと思えます。

私の宮崎県でも、EUに対する輸出が始まりました。そして、今度、衆議院の方だけですけれども、輸出に対する法案も通させていただいて、もし国会で御承認がいただければ、私が本部長となつていろんなことをやらせていただく。内容について触れるとちよつと支障がありますから、もう今日は言いませんけれども。

ですから、もう日米、今回の貿易協定では、四十二品目については関税削減であったり、それから撤廃であったり、もうこれも獲得しておりますし、六万五千トン、二カラグラが利用している部分が大体七割、八割ですから、彼らは米国とのFTAがありますから、多分そっちの方に移動します。なので、スポット空きますので、日本がそこを、マーケットを取るのには非常に有望だというふうにも考えておりますので、そのためには国内の生産基盤もきちつと整備しながら、来るべき攻めの農業にも対応してまいりたいと考えております。

○塩田博昭君 ありがとうございます。しっかりと、今大臣から御決意、御答弁いただいたように、攻めの農政をお願いをしたいというふうに思えます。

次に、冒頭指摘をさせていただいたように、まさに我が国の農政は一大転機に直面しており、新たな段階というか、新たなステージに立って船出をするわけでございます。競争力強化と強い農林水産業の構築が求められております。

この秋、日米貿易協定を反映したTPP等関連政策大綱が改訂をされるとのことです。大臣、その改訂のポイントと意義について、言える範囲で結構でございますので、我が国の農林漁業者を始め、国民の漠然とした懸念を払拭するような分かりやすい丁寧な御説明をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(江藤拓君) 先ほどから大変苦勞して

いるところでございますが、とにかく、省議メンバーに申し上げていることは、既存の考え方からなるべく脱却した方がいいよという話をさせていただいている。役人の方々は、官僚の方々は非常に真面目ですから、どちらかというと抑制的な考え方をしますけれども、今回牛肉でいうと十五年先の九％まで下がるということも見据えて考えると。ステージングが変わっていくと。それで、世界のマーケットはすさまじい勢いで拡大をしていく、日本は縮小するかもしれないけど、世界のマーケットはすさまじい勢いで拡大していくということも考えて、日本の農地を守っていくということは、これは基本です。やっぱり日本の自給率の向上も図らなければなりませんし、それからそのためには農業者の人口も一定数は確保しなきゃなりませんし、それから農地を確保することもとても大切です。

ですから、基盤整備であるとか、生産効率の向上であったり、いろんなことも総合的にやらせていただいて、最終的なものをお示したときに、農家の方々、ああ、ここまで踏み込んだのかと言っていただけのようなところを目指して努力をさせていただきます。

○塩田博昭君 次に、十一月八日に閣議決定をされた被災者の生活となりの再建に向けた対策パッケージの中から、質問というか、幾つか確認をさせていただきたいと思えます。

先週七日、本委員会におきまして私が、収穫後の倉庫に保管をしていた米に対して何らかの支援策をと質問をさせていただいた際、江藤大臣からは、自らの判断で既に廃棄をした米に対しても支援をするとの力強い前向きな御答弁をいただきました。

そこで、私は、委員会終了後にすぐさま、十月末に調査に伺った栃木県佐野市の米農家の方にお電話をしました。その方は、倉庫に積み重ねてあった米袋のうち、確実に浸水をしていない上段三段だけを出荷をして、最下段の米袋がもう破れているものと、その上の段、泥まみれの二段目の

一部だけを残して、あとの大半の米は既にもう廃棄をされている方でした。大臣からこんな前向きな御答弁がありましたよとお伝えいたしますと、その方、ありがとうございます、一筋の光が見えたと、このように胸をなで下ろされておりました。

先ほど石垣委員も質問をされておりましたけれども、大臣、対策パッケージは正式にもう発表されておりますので、先ほどもありましたが、文字としての表現は難しい部分も当然あると思いますけれども、いま一度、被災された農家の方々に対して営農再開に向けた後押しメッセージをお願いをしたいと思います。

○国務大臣(江藤拓君) 国がどんなに支援を講じたとしても、やはりマイナスです、現実にはですね、ゼロにはなりません。そして、物的なものだけじゃなくて、自分の農地が荒れてしまったこと、今までの努力が、例えば樹園地であれば、丹精込めたリンゴの木やラ・フランスの木や、それから桃の木が駄目になってしまったことに対する心の痛みとか、そういったものもたくさんあります。

しかし、国が一步、二歩踏み出して、そして地方の自治体の方々も、それからJAの方々も、みんな一緒に頑張って一回頑張ってくれと、具体的に支援策はこれだよと。先ほど御質問あったように、七万円じゃ足りないという御指摘もありましたけれども、米は単収によって違いますけれども、十万とか十一万くらいは取れますよ、確かに。

それに比べれば七万円が薄いという御指摘も、当たらないとは申しませんが、しかし、財政民主主義の下で我々のやれる限界というのがやっぱりありまして、政治は万能ではなくて、全てのことにについて我々が十二分な対応というところまでは至らないかもしれません、これからこの対策を見ていただいて、使っていただいて、足らざるものがあれば更に御指摘をいただいて、そしてさらに、我々でできることがあるのであれば、みんな

で知恵を出して、この委員会でも是非御指摘をいただいで対応していきたいというふうに考えております。

○塩田博昭君 今大臣から御答弁いただきましたとおり、被災者に寄り添った支援の充実をお願いをしたいというふうに思っております。

今回の災害では、果樹農家にも深刻な被害が及びまして、大変な被害が出ております。長野県を中心としたリンゴ農家の方々への支援として、今回の対策パッケージでは、被災した園地においては、省力樹形への植え替えなどで成園化を図りながら、収入がなくなる間、別の園地において葉物栽培などを支援するとありますが、果たして一面が浸水被害に遭ったような被災地域でそのような代替農地は確保できるのでしょうか。また、農家の方の栽培したい作物と農地のマッチングなど、どのように取り組まれるのか、教えていただきたいと思っています。

あわせて、今回の対策パッケージの細部に至るまで、現場から申請を待ってからとかではなく、どうか積極的なブッシュ型の情報の周知徹底をお願いをしたいと思います。

農林水産省の取組についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(水田正和君) お答えいたします。

今お尋ねのありました果樹の対策におきます代替農地の確保でございますけれども、今後具体的な調整を進めていくこととなるわけでございますが、現時点で大規模な改植が見込まれる長野県と福島県に聞いてみたところでございますが、農業者の高齢化などによりまして管理できなくなっている農地、あるいは水田で裏作を行っていないところもございます。こういった被災園地の周辺にございます未利用の農地をマッチングしていく、被災農業者の方にマッチングしていくことが、これが非常に重要だというふうに考えているところでございます。

また、対策につきまして現場への周知ということでございます。

今後、果樹を始めとする支援対策全般につきまして、被災農業者の方々に知ってもらった上で御活用いただくということが非常に大事だと思っております。農林水産省といたしましても、十一月八日金曜日に長野県で早速説明会をいたしましたところでございますが、支援対策の周知を図っているところでございます。

引き続き、県や市町村、JA等の関係者と連携いたしまして、支援対策の周知徹底と早期の執行というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○塩田博昭君 今御答弁いただきましたが、様々な対策はありますけれども、情報が行き渡らないというところで使えないというようなこともよくございまして、そういう意味での様々な対策について、現場への、どれほど情報が早くきちつと伝わっていくかということが大事だというふうに思っておりますので、是非その部分、制度はつくった、だけれど、その対策が農家に行き渡っていない、それが一番やはり対策が遅れてしまうというところであろうというふうに思っていますので、是非その部分、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、収入保険と農業共済など類似の制度について、今後の方向性について質問をさせていただきます。

収入保険、そして農業共済は、農家の方の生活を支える大きな二本柱であることは間違いのないことだと私も思います。農業共済は、一方で、七十年を超える長い歴史がある一方で、収入保険というのはまだまだ始まったばかりの制度でございます。その影響もあるのか、収入保険の加入実績、先週も質問をさせていただきましたけれども、やはり驚くほど加入実績が低いということが実態でございます。

そういう意味でも、収入保険の加入促進についての具体的な取組とともに、収入保険、そして農業共済、ナラシ対策、そして野菜価格安定制度の四つの類似性のある制度、これが今選択制になっ

ていることの分かりづらさ、分かりにくいのではないかと、そういうものがあるように思っています。さらに、窓口もそれぞれ違うと。こういう現状について、今後の議論の方向性など、農林水産省の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(横山紳君) 御説明申し上げます。

収入保険に関しまして二点御質問をいただきました。一点目が、具体的な加入推進、これからどう進めていくのかという点でございます。

令和二年に向けての加入推進でございますけれども、農業者の方々から保険料の負担というものが少し大きいという御指摘もいただきましたので、令和二年におきましては、新たに補償の下限を設けまして、保険料を抑えたタイプというのを設けてございます。また、本省からも担当職員を現場へ派遣いたしまして、農業共済組合はもちろんでございますけれども、都道府県、市町村、それからJAの皆さん方にも御協力をいただいで、その周知の徹底をしているというところでございます。

〔委員長退席、理事堂故茂君着席〕

あともう一点、収入保険について、類似制度との関係をどうするのか、窓口が違って混乱するんじゃないかという御指摘だったと思います。

収入保険につきましては、収入保険導入に係る国会での法案審議時におきまして、当農林水産委員会におきましても附帯決議をいただいております。その中におきましては、農業経営収入安定事業、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策でございますが、等の収入減少を補填する機能を持つ同趣旨の制度など関連政策全体の検証を行い、総合的かつ効果的な農業経営安定対策の在り方について検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずることということをいただいているところでございます。

セーフティーネットの在り方につきましては、やはり農業者の方に使っていただくというのが一番重要なポイントかと思っております。これから、農業者の方々の声ですとか、その他関連政策、御指摘

のありました関連政策の実施状況なども踏まえまして、必要な検証、検討をしつかりやってまいりたいと思います。

○塩田博昭君 今御答弁いただきましたが、農家の方が分かりやすい制度の在り方の御検討をこれからもしっかりお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。日本維新の会の石井苗子です。

維新は本協定について基本的に賛成の立場を取っておりますが、本日は、私が政府側の説明の仕方がおかしいと思うところについて質問させていただきます。

十月の二十四日、衆議院の本会議で江藤大臣が、牛肉のセーフガードはＴＰＰの範囲内とすることができたものと考えておりますと答弁されておりますが、この説明の仕方はおかしいと思います。範囲内に収まることでできた計算方法がおかしいと言っているではありません。

資料を見ていただきますと、このグラフが並んでおります。二〇一八年のアメリカからの輸入量三十六万四千トン、これ黄色の部分で、米印二のところでは、二〇一九年のセーフガード数量二十四万二千トン、これ米印の一のところでは、これを足しますと六十万六千トンになります。二〇二〇年を見てください。二〇二〇年の発

動基準総量六十一万四千トンとこれを足し算したものを比べますと八千トンの差がありますので、全体的に見ればセーフガードはＴＰＰの範囲内とすることができたものと考えますということなんです。計算は分かれます。しかし、この計算方法をもち、だからＴＰＰの範囲内とすることができたものと考えますと説明していいのでしょうかというのを申し上げたいと思います。

グラフから、見かけ上は超えています。でも、現実的にはこれから協議をして下げていきますので、範囲内とすることができたと考えておりますと言っ

ね。

どうしてかといいますと、このグラフを見ていただきますと、ＴＰＰの発動基準とアメリカの発動基準、これはグラフを見ますと、二つが併存していることは一目瞭然です。二〇二〇年は二つを合計すれば、テクニカルな話になりますが、事実上八十五万六千トンという大きな低関税の牛肉輸入枠が存続していることになり。ＴＰＰの範囲内だと、そう言うのであれば、ＴＰＰの発動基準数量のみで考えるべきで、アメリカの牛肉の輸入もその枠内で考えるのが本来の考え方。

もしアメリカの発動基準数量がゼロならば、範囲内で収まったと言ってもよいかと思ひます。論理的には。いや、私は、アメリカの牛肉をゼロにしろと言っているわけでもないし、計算の方法が分からないと言っているんでもないんです。間違っているとも言っておりません。範囲内とすることができたと考えますと、宣伝するように政府側が説明しない方がいいんじゃないかと思ひてゐるんです。

（理事 堂故茂君退席、委員長着席）

というのが、牛肉のセーフガード発動基準数量には、一旦ＴＰＰの範囲内に抑えていないが、しかし、今後、十一か国との協議によつておいおい下げていきますと説明するべきだと思ひますが、どうしてそう言わないのかということをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（江藤拓君） 12の数字にアメリカの二十四万二千を足すと八十五万六千になるという理解でよろしいんでしょうか。という理解でよろしいんでしょうか。

○石井苗子君 冒頭、テクニカルな問題だと申し上げたんですけれども、私も非常によく勉強して、やっと分かったんですけれども、全体足すと八十五万以上になるんだけれども、グラフから見ると、足し算すればそうなんだけれども、おいおい下げていきます。これから協議していきま

が。

じゃ、次の質問に。なぜその枠内に収まったと宣伝するように言うのかなと、なぜそういうふうに言うのかなと。私は、悪いと言っているんじゃないで、範囲内とすることができたものと考えますというふうな言い方をするのはおかしいんじゃないかと。

いいですか。当面の間は現実には牛肉の輸入は増えないと、政府はこうように説明しているんです。当面はそうだと。二〇三三年までのセーフガード発動基準数量を示して当面は増えないと言っているんですが、それまでの輸入数量等

○国務大臣（江藤拓君）

まず、アメリカに枠を与えたということではないということをお願い申し上げます。ＳＧの発動水準を二十四万二千というところで切らせていただいで、そのＳＧによつて輸入は抑制的になるように防衛ラインを引いたということであつて、枠をがんと与えたという、そういうものではないと思ひます。

どれぐらいその輸入数量が増えるかについては、過去の最高実績が二十五万五千トン、現在の市場における在庫量も、通常三か月ぐらい持つのが商社さんは普通らしいんですけれども、今四か月分持つていらつしやるということ、若干やつぱり昨年は頑張り過ぎたというのが在庫の量から見ても分かるのかなと客観的な数字として思ひます。

ですから、来年どういうふうな数字になるかについては、これはもう正直、商社とかそういう方々が買うわけですから、私がもう確定的にこういふ数字になりますというのは申し上げづらい

ですけれども、枠ではなくてＳＧを引いたことによつて頭を抑えられて、二〇二〇年度ではＴＰＰ12を合わせた水準の六十一万四千に比べると八千トンダウンになつて枠の中に収まったという説明をさせていただいているところでございます。

○石井苗子君 そうじゃないんですよ。

ＴＰＰの範囲内に収まることでできたと思ひるものとしておりますという言い方ではなくて、一旦ＴＰＰの範囲内には収まってい

○石井苗子君

実際には、ＴＰＰ発効後の今年の一月から八月でオーストラリアからの牛肉輸入が前年度の九四％に止まっているので、セーフガードの発動基準が高くても輸入は増えないというお考えなのかもしれません。それで、ＴＰＰの発動基準数量を修正協議することなどではないかと、現実的に影響がなくても、なくとも、ＴＰＰと日米貿易協定を併せた枠組みとして高い発動基準数量が設定されているということ自体は、これは早く見直すべきだと思ひますが、これによつて、数字として勝ち取るということが外交の交渉であるので、ほかのＴＰＰの国と修正協議をするということが約束できているのかどうかと、ここをお伺いしたいんですが、これ内閣官房、政府参考人の方にお伺いいたします。

○政府参考人（大角亨君）

お答え申し上げます。セーフガードの考え方につきましては先ほど江藤大臣もおっしゃられたとおりでございます。枠といいますよりも発動の抑制という考え方でございますけれども、お尋ねにつきましては、今回の日米貿易協定の合意内容について、十月上旬にニュージーランドで開催されました第二回のＴＰＰ委員会の場で、ＴＰＰ参加国に我が国から説明したところでございます。

本件につきましては、いずれかの時点でＴＰＰ関係国と協議を開始する必要があると考えておりますけれども、ＴＰＰ11も発効から間もないこと

もございまして、日米貿易協定の発効後の実際の輸入状況などを見極めつつ、適切なタイミングで関係国と相談を行うこととしていきたいと考えております。また、その旨も関係国に伝えているところでございます。

○石井苗子君 もしこのまま輸入が増えないんだったら、協議をする必要もないんですよ。必ずこれは協議をして、その発動をこれから協議して抑えていきますと、そういうふうにして説明した方が論理的には正しいと思う。今御説明があったように、これからやっていくわけですね。ですから、今安心してやるわけにはいかないということなんです。一旦、一旦T P Pの範囲内に収まったように、説明の仕方がおかしいと言っているわけで、先ほど塩田議員からも質問がありましたが、やっぱり説明の仕方がおかしいという、二枚目の資料を見てください。

日米貿易協定による農林水産物の生産額の影響についての試算、暫定版というところですけれども、牛肉のところ、かなり幅があります。二百三十七億円から四百七十四億円という、間が二百三十七億円もの開きがあります。これで、これまでと同様に生産数量が変わらないように対策を打ち出すということですよ。これ、理解としていかでしようか、これでよいのでしょうか。

○国務大臣(江藤拓君) この試算の暫定版というところの根拠の中に、その生産数量が変わらないということは前提としてはこれは入っているわけでありまして、私としては、先ほども何度か答弁させていただきましたが、十四万九千トンでは足りない。国産牛が三十三万トンではその数量としてそもそもの足りない。もうちょっと、やはりこれは攻めの農業という視点からも増やしていきたいというふうに考えておりますので、そういうふうになると、この幅が二百三十七から四百七十四というふうにありますけれども、これが国内への影響ができる限りゼロに近づくようにすることが私の仕事でありますから、それに

ついてはしっかりと取り組ませていただきたいと思っております。

○石井苗子君 具体例として、二百三十七億円、生産減量額をそうするのか、四百七十四億円という場合にするのかでこれ生産数量に影響が出ないよう対策を立てるということになりますと、中身、対策の中身が違ってくるのではないですか。どの額に合わせて対策を取っているのですか。

○大臣政務官(藤木眞也君) お答えいたします。

先般公表された日米貿易協定の影響試算は、これまでT P Pなどで行ってきた試算の算出方法、すなわち、関税削減に伴い国内牛肉の価格が一定程度低下する、また、国内対策の効果を考慮するという算出方法に直近の価格や生産量を当てはめ、機械的に算出したものでございます。

したがって、本試算の影響額は、国内対策を考慮した影響額として機械的に算出されたものであり、この算出による影響額によって国内対策を検討するというようなものではございません。

○石井苗子君 こういうお答えだからきつと御不安が出ていらつしやるだろうと思うんです。これは、多分農家の皆さんの生産の方はすごく心配だと思えますよ、その取り分がどのくらいになっていくのかというのは、価格が下がるのを見て対策を取っているのかということになりますよね。

これ、生産数量に影響が出ないように対策を立てるということは、大綱を作る時点で生産減少額の影響についてある程度、これくらい低くなればこれくらい影響があるということ、ある程度確定的な試算ができてからではないのかと思うんですけれども、これ、どういうふうにして対策を考えているんでしょうか。具体的な数字を出していただきたい。

○大臣政務官(藤木眞也君) お答えをいたします。

品目ごとの生産減少額の試算については、衆議院外務委員会や衆議院農林水産委員会での御指摘を受け、直近の生産額や単価を当てはめたものでありまして、十月二十九日にお示しをしたところ

でございます。

なお、T P P 12の大筋合意後、日EU・E P A、日米貿易協定に至るまで、関連対策として産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業を始めとする一兆二千九百三十四億円の体質強化策を講じてまいりました。

また、今回の日米貿易協定の農林水産品の関税撤廃率は、T P Pの八二％に対し日米貿易協定では三七％であり、T P Pの範囲内とすることができたものとなっております。

今後は、これまでの対策の実績等について検証をしつつ行い、国内生産量の減少が生じないよう万全の対策を検討してまいります。

○石井苗子君 今のような御説明というのは、定性的という説明なんですよね。定量的な説明ではなくて定性的な説明で、次の私の質問につながってくるわけですが、私、そこを指摘しているわけですが、説明の仕方が悪いと。生産数量の減少額が分からないで、それで大綱を作るというのは、普通あり得ないと思うんです。私、頭が良くないのかもしれませんが、生産減少数が推定で幾ら幾らだから生産数量を維持できるような対策を考えるとというのが普通だと思いませんか。

日米の協定を承認してから大綱を作って、それから生産減少の計算しますって、それ逆じゃないかと。なぜ逆にやっているのかということなんですけれども、本気で、本気で生産数量を維持しようとしていないのではないかと。こういうような感じすらあるんですね、今のお答えだと。

次の資料を見ていただきたいんです。資料の三番目、これは財政審の歳出改革部門に提出された資料でございます。

T P P対策ではと書いてあります。T P Pです。事業目標と支援対象が十分に結び付いていない。これ、左側の産地パワーアップ事業、先ほどの、出ていらつしやいましたね、お言葉に。あるいは、直接結び付いていない事例があること、こ

れは右側の畜産クラスター事業です。また、補正予算が使い切れず、かなりの不用額が発生していることが指摘されています。これは十一月十日の日曜日の農業新聞にも載りましたから、結構有名な話だと思います。

この資料を出された財務省にお聞きいたしますが、結び付いていないとはどのような状況で、また多額の不用額が発生するという問題点は何なのか、お聞きいたします。

○政府参考人(角田隆君) お答え申し上げます。

まず、資料の趣旨は今御説明いただいたとおりでございます。お尋ねの点について例えば申し上げますと、産地パワーアップ事業、こちらは生産性を上げようということを目指しております。生産額が分子、分母が投入時間量と。その実際の支援対象となっておりまして乾燥施設というのは、分母の労働時間を減らす効果を高めるものでございまして、実際上、様々な努力によって労働力が下がっているのでもありますが、この乾燥機の導入によりまして低減効果というのはそれほど大きくないのではないかと。ただ、これは一つの事例として申し上げたので、全体の制度がおかしいということでは必ずしもないということをつけ加えさせていただきます。

それから、国内生産に比べて輸入が少ないというの、これは恐らく制度上、特定の品目を排除するのが難しいということなんだろうとは思いますが、これも、指摘としてはさせていただきます。

いずれにいたしましても、強化対策につきましては、実績の検証等を踏まえた見直しを行った上で必要な施策を実施するというのが大綱上定められておりますので、今後、農林水産省とよく御相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井苗子君 これ、少なくとも税金を使う要件でありますので、ちよつと真剣に考える必要があると思うんですが、財務省がお出しになった資料なので、農林水産省の方にお伺いしますけれども

も、レタス、コマツナの国内生産と輸入、これは幾らぐらいありますか。なぜ国内生産に比べて輸入の少ない作物をＴＰＰ対策として支援しているのか、多額の不用額がどうして発生しているのか、その背景、理由をお伺いします。農水の方に。

○委員長（江島潔君） 申合せの時間が来ているので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人（水田正和君） お答えいたします。レタスとコマツナということでございますが、レタスにつきましては、産出額が一千十八億円、輸入額が二十億円となっております。コマツナにつきましては、産出額三百二十二億円、輸入額が一億円でございます。

産地パワーアップ事業の支援対象品目でございますが、これにつきましては、この事業の趣旨が、国際環境が変化する中でも意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるようにするとともに、農業の国際競争力の強化に向けて、高収益作物への転換も含めて、産地や担い手の創意工夫を後押しする観点から実施するものでございまして、こういう観点から品目を限定せず支援の対象としているということでございます。

○石井苗子君 時間があれですけれども、定性的な説明です、定量的な説明ではありません。ＴＰＰ対策と言っている以上は、ＴＰＰの関連が薄い事業に補助金を支給するのは、税金と、使い道としてどうかと思いますし、平成二十七年から産地パワーアップ、畜産クラスター事業の補正予算を毎年組んでいるんですから、日頃から準備していればそれなりに適正な額の予算を組めたのではないかと思います。

暫定版と過去の、これ平成三十一年、ＴＰＰ大綱を参考にして日米貿易協定を承認するかどうか考えるというのは、これはちょっと国会の在り方を軽視しているんじゃないかというふうに私は感じるんですけれども、国会は農林水産業や国民の生活の影響を勘案して承認の可否を議論するところでありまして、どうかこれは、国会は単なる

通過、追認機関だとならないようにお願いして、私の質問を終わります。

○委員長（江島潔君） 先ほどの石垣のりこ君の発言中に不穏当な言辞があるとの御指摘がありまして。

委員長といたしましては、後刻速記録を調査の上、適当な処置をとることいたします。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今年九月の日米貿易交渉の合意を受けて、安倍総理は、日米双方にウイン・ウインの結果を得たと言いました。一方、トランプ大統領は記者会見の会場で、カウボーイハットをかぶったアメリカの農業団体を集めて、アメリカの農家にとって巨大な勝利だと言いました。日米貿易交渉の合意がどういう合意だったのかを象徴する場面だと思います。

そこで、今回の合意について北海道新聞が書いているんですが、日本車への追加関税を突き付けられて二国間交渉に応じ、来年の大統領再選に向けたトランプ氏に成果をお膳立てしようとしたかにしか見えない、脅しに屈し妥協を重ねるのでは通商交渉とは呼べないというふうに報じられています。

この選挙のお膳立て、通商交渉とは言えない、この指摘を大臣はどう受け止めますか。

○国務大臣（江藤拓君） トランプ大統領がどのような御発言されたかについては私の立場で申し上げることは避けさせていただきますが、どのような御発言をされるかはトランプ大統領の御自由、トランプ大統領の評価ですから、それは御自由にやっていただければいいと思います。それについて我々がセンシティブになる必要もないのではないかと思います。

ウイン・ウインかどうかについては、全体を見なければ評価ができませんので申し上げませんが、しかし、農林水産品について言えば、先ほど藤本政務官からもあったかな、ありましたけど、12のときに八二％の自由化率だったのが三七％に抑えられ、それから六万五千トンとか、ハード

は譲りましたけれども、ハードについては撤廃ですけれども、ソフトについては、チーズについて守ったとか、それから四十二品目については撤廃若しくは関税削減の成果を得たとか、いろいろ我々としても農林水産分野だけ見ても評価できる部分はあるので、決してアメリカさんのためにやりましたというものではないと思っております。

○紙智子君 今年五月の連休の後に、トランプ大統領が日本に来ました。日米首脳会談のときに、トランプ大統領は安倍総理と二人並んでいるときに、二国間の交渉では私はＴＰＰ水準には縛られないというふうにおっしゃっております。さらに、七月の参議院選挙の後に大きな成果を発表できる、成果を発表することができると思うと述べたんですね。

この間の経過見ますと、安倍総理はトランプ大統領に交渉内容の発表を参議院選挙の前じやなくて後にしてくれと先送りしてもらって、選挙が終わったら今度は安倍総理がトランプ大統領の再選に協力するという流れじゃないかと。北海道新聞が通商交渉とは言えないというふうに言ったわけですから、この指摘というのは、実は多くの農家の人たちがそういうふうにいるんじゃないかというふうに思うわけです。

そこで、ちょっと米についてお聞きします。

政府は、今回の交渉において米は除外されたということを成果として言っています。しかし、日米の米の交渉というのはそんな簡単なものなんだろうかというふうに思うんですね。

ちょっと配付した資料を見てほしいんですけれども、これはＴＰＰ農林水産物市場アクセス交渉結果と題する資料のうちの米の交渉の結果です。ＴＰＰの合意の際に、日本が国別のＴＰＰ枠七万トンを受け入れると同時にＳＢＳの運用ルールを見直したんですね。

この資料の大きな括弧のくくりのところの（注）の米印の一を見てください。我が国は、既存のＷＴＯ枠のミニマムアクセスの運用について見直すこととし、既存の一般輸入の一部につい

て、中粒種・加工用に限定したＳＢＳ方式を六万トンに変更する予定というふうに書いてあります。

予定はこれ実際運用で見直しされているわけですが、けれども、このＳＢＳの運用ルールの見直しというのは今回の日米合意ではなくなっているんじゃないか。これは農水統括官。

○政府参考人（天羽隆君） 御質問いただきました米の既存の七十七万トンのＷＴＯ枠の中に、中粒種であって加工用に限定した六万トンのＳＢＳ枠を設定するというこの運用の見直しにつきましては、国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するために我が国の自主的な措置として実施することとして、ＴＰＰ、いわゆるＴＰＰ12の大筋合意の際に公表したものでございます。

今回の日米合意では、先生御指摘のとおり、米は除外を確保したところでございまして、この措置についてアメリカとの間では何ら具体的な協議を行っておらず、約束もしておりません。

○紙智子君 つまり、この表で見ると、この下の部分はなくなっているんですけれども、上のこの部分というのは残っているということですよ。何ら協議していないわけだから、残っているということですよ。

○政府参考人（天羽隆君） 済みません、ちょっと上のところというところの……（発言する者あり）先ほど申し上げたとおり、この中粒種・加工用の六万トンの輸入をする、ＳＢＳ枠に、ＳＢＳに変えるということについては何ら具体的な協議も行っておらず、約束もしてございません。

○紙智子君 ですから、協議も行っていないし約束もしていないから、そのままそっくり残っているという意味だと思うんですよ。つまり、ＳＢＳの運用の見直しというのは残っていると、生きているということですよ。あつ、いいですか。

○国務大臣（江藤拓君） 統括官が申し上げたことで全てでございますが、この委員御指摘の部分についてはＴＰＰ12のときに入っていたものだとい

うふうに理解をしております。その中で、条約の中に当然これ入るようなものではありませんし、それからサイドレターの中にも入ってはございません。ということですから、文章の中で正確にそれコミットしたものではありませんけれども、しかし、国として見直しを行うことを発表しておりますので、12の段階ではそれは生きておりますが、今回は日米の交渉で、米については調製品についても全部除外ということで最終合意に至っておりますので、御指摘はちよつと当たらないのではないかなというふうに思っておりますが。

○紙智子君 いや、交渉して、要するに、今回は除外したんだと言っているわけけれども、これT P Pのときの合意で、これについてもなくなっているんですか、そうしたら、今回の交渉で、除外になったんですか、これ。そうじゃないでしょう。

○政府参考人(天羽隆君) 約束はしていないというところでございます。

○紙智子君 約束していないと言っただけで、協議の中ではこれは入っていないわけですよ。だから、これは残っているということではないんですよ。

○国務大臣(江藤拓君) 私の理解度が低いのかも知れませんが、協議をしておりますので、何もお約束をした事実もございませんので、そういうことでございます。

○紙智子君 この表で見ると、ここの白い部分の国別枠はなくなっただけで、この黄色い部分については、あつ、色付いていないか、まあいいや、これはそのままなんですよ、交渉していないので。そういうことなんですよね。つまり、S B Sの運用の見直しについては引き続き残っているということだと思ふんですよ。

アメリカのライス協会は元々十六万五千トン在日本に受け入れるように求めていましたから、これT P P枠の、当時ですよ、七万トンと、S B Sの運用ルールの見直しが六万トンということだつ

たので、輸入が可能になったので、最大で十三万トンの輸入が可能になったんです、当時、T P Pのときはね。今回の交渉において、T P P枠七万トン、この別枠という七万トンは除外された。アメリカは、S B S米として輸出することは、しかし、この上の部分がある以上は可能なんじゃないですか。

○政府参考人(天羽隆君) S B S方式での輸入、W T Oの枠内でのS B S方式での輸入は既存のS B S枠十萬トンを輸入するというところでやっております、こちらの今先生から御指摘のある六万トンについて輸入をするということにはしておりません。

○国務大臣(江藤拓君) なかなかお答えが難しいなと思つてちよつと悩んでおりますが、例えば、今回、林野部門、それから水産部門については全くアメリカに譲許いたしておりません。ということであれば、これも全部残っているというような先生の御理解なんでしょうか。

○紙智子君 米に言っているんですよ。今回、米は除外したという話はどこの話かという、この国別枠で五万トンから七万トンというのがありますよね。これはオーストラリアはあるんだけれども、これについては今回は除外するってなったのは確かだと思ふんですよ。だけど、元々W T O枠であつたこれについては見直しの措置をとつて、それは今回アメリカとは何の交渉もしていないので残つたままということだというふうに私何回もこの間やり取りしているんですから、そういうことですよ。

それで、ちよつと時間なくなつちゃうから言うんだけれども、表向き米を除外したというふうに言っているんだけれども、既にS B S米という形で加工用の輸入の窓口は開けている、開いているということなんです。アメリカは、T P P枠のような形をつくらなくても、このS B Sという形で使えば日本への米の輸入を増やすことはできるといふふうに思っているんじゃないかと。日米合意で米は除外したのであれば、それだったら

このS B Sの運用の見直しもやるべきじゃありませんか。

○政府参考人(天羽隆君) 先生御指摘の中粒種・加工用のS B Sの運用でございますけれども、現在の情勢を踏まえますと、実施すべき状況であるというふうには考えておりません。

○紙智子君 どういう意味ですか。ちよつと分かるように言つてください。

○政府参考人(天羽隆君) 実施すべき状況とは考えておりません。

○紙智子君 擦れ違っているんですよ。実施すべき状況であるかないかって聞いていないんですよ。要するに、これは消えていないので、使う気になつたら、日本が自主的に、そういうことが必要だとなつたときは使えるものとして窓口が開いているんじゃないかということをやっているわけですよ。

それで、このS B Sの運用のルールの見直しがやつぱりT P Pの農林水産市場アクセス交渉の結果の一つとして公表されているというのが肝腎なところで、アメリカの要求というのは決して米の関税率削減じゃないんですよ。アメリカの要求というのは輸入枠を拡大したいという要求なんです。日本がS B S米の運用ルールを見直したということは、今後、アメリカに言ってみれば付け入る余地を与えるというか、アメリカが要求しようと思つたらするんじゃないかというふうに思うわけです。

それで、日米貿易協定の附属書のIについて聞くんですけども、附属書のIで日本の国の関税及び関税に関する規定、第B節日本の関税に係る約束というところに、アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産物に関する特惠的な待遇を追求することを定めています。この規定の意味について説明してください。

○政府参考人(大角亨君) 御指摘の規定につきましては、T P P等においても一般的に置かれていたものでございまして、特に新しいものとは考えられておりません。

○紙智子君 ちゃんと答えてくださいよ。意味聞いたんですよ。どういう意味ですかと聞いたんですよ。

○政府参考人(大角亨君) 附属書I、第B節第一款五は、アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する、ウイール・ビー・シーキングでございますので追求する旨規定しております、将来の交渉において米にそのような意図があるという認識を単に記載したものであると考えております。

○紙智子君 単に記載したものだと言っただけでも、附属書Iというのは日本の関税などに関する規定なわけですよ。アメリカは農産物に関する特惠的な待遇を追求すると。主語はアメリカ合衆国、アメリカが追求すると。これはアメリカの意思を表したものですよね。

○政府参考人(大角亨君) アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する旨規定しております、将来の交渉において米にそのような意図があるという認識を単に記載したものでございます。

本規定は協議の開始や結果を予断しているものではございませんで、これをもって日米合意がT P Pより後退しているとの指摘は当たらないものと考えております。

いずれにしても、我が国の国益に反するような合意を行う考えはございません。

○紙智子君 アメリカの意思、特惠的な待遇を追求するという、こういう規定というのはほかの協定にあるんでしょうか。余り見たことないんですけど。

○政府参考人(大角亨君) 他の経済連携協定は、一般的に協定の中で日本と契約国の間で再協議を行うと明確に規定されておまして、T P Pや日E U・E P Aなどでは再協議を行う時期についても明記されております。

他方、今回の日米貿易協定では、日米両国が再協議を行うという規定ではなく、米国側の姿勢として、将来の交渉において、農産品に関する特惠

的な待遇を追求すると規定しているものでございまして、日本に対して何ら義務を課すものではないかと聞いています。

○紙智子君 追求するという相応しい言葉ですよ。こういう言葉を使っているのはほかの協定にあるかと聞いたんですよ。

○国務大臣(江藤拓君) 手元に物がございませんけれども、私の知っている範囲では、日EUの中にもこのような同様の表現が入っているというふうに記憶しております。

○紙智子君 じゃ、ちよつとそれは後日、資料は出していただきたいと思います。EUだけです。まあいいや。ちよつと次に行きます、ちよつと時間が迫っているのです。

それで、私、非常に高圧的な規定だというふうに思うんですけども、大臣、そう思われませんか。

○国務大臣(江藤拓君) 日本も、外交交渉は国益と国益のぶつかり合いですから、アメリカとしても追求するでしょうけれども、我々も追求させていただきますか。

○紙智子君 日本をやつが、英文になっているやつにはそれが、そういうことを書いてあるんですよ。まあちよつとそれは今日は答弁求めませんけれども、そこを是非後でいただきたいと思ひます。

それで、要するに、これ追求するという言葉の意味は、調べてみると、目的を達成するまでどこまでも追い求めるという意味なんです。つまり、アメリカに、アメリカはこれ手に入れるまではどこまでも追求するという権利を与えることになるんじゃないですか。こんな規定を日本はよしとしたと、約束したということになるわけですが、何でも、何でそんなアメリカに対して権利を与えるんですか。

○国務大臣(江藤拓君) 私は交渉を直接担当してはおりませんが、英文で見るとウイル・ビー・シーキングということになっておりますので、将来に向かって追い求めていく。でも、どこまでも

追求して、最後まで諦めないぞという意味はあのシックには入っていないのではないかと聞いています。

○紙智子君 いずれにしても、こういう表現でもって対等、平等と言えるのかなというふうに思うわけです。非常にそういう意味では強烈な、そういうことを日本に対して迫ってきている協定を日本はよしとして書き込んだと。

で、アメリカは米を諦めるとは言っていないですね。米は除外されたという言い方で問題にならないようにしているんだけれども、これは一時的のぎにすぎないんじゃないかというふうに思うわけです。

TPP対策室の澁谷政策調整統括官は、九月の二十五日の記者会見で、マスコミから今後の交渉を進めるに当たって農産品のカードはあるのかと聞かれて、農産品のカードがないということはないというふうに言っていると。で、今後の交渉で七万トンが復活するかもしれない。日本政府は、これTPP水準まではのむと言っているわけだから、協定発効直後に、もし発効直後に米のTPP枠を求めてきたら、これ拒否する理屈というのはあるんじゃないか。

○政府参考人(大角亨君) 今回の共同声明では、今後どの分野を交渉するのか、その対象をまず協議することとしておりまして、今後の交渉の内容はこの協議の中で決まっていくこととなるものではないかと。

このうち、関税に関する事項については、協定に更なる交渉による関税撤廃で合意しております自動車、自動車部品を想定しており、それ以外は農林水産品を含め想定してはございません。

○委員長(江島潔君) 時間ですのでおまとめください。

○紙智子君 はい。

自動車という話があるんだけれども、これは分からないですよ。何をその交渉対象にするかということも含めてやっていくわけですし、やっぱりこのWTO以来、日本はアメリカの要求に応じ

て米の輸入をやってきたわけで、これ本当に、輸入機会の提供であつたミニマムアクセス米にしても七十七万トンとなつていますけれども、そのうちの三十六万トンはアメリカ枠で固定されていて、で、何で固定化しているのかということも含めてよく分からない、どういう交渉を今までやってきてこういうふうになつてきているのかについてよく分からないので、そういうことを経過も含めてしっかりと説明していただきたいということを最後に申し上げて、質問といたします。

○委員長(江島潔君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(江島潔君) 次に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。江藤農林水産大臣。

○国務大臣(江藤拓君) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の農林水産物・食品の輸出については、日本食への世界的な関心の高まりや日本産農林水産物・食品に対する高い信頼等を背景に急増しているところであり、輸出を更に増大させていくためには、輸出先国との協議により輸出可能な国や農林水産物・食品の幅を広げるとともに、輸出先国の規制等に適合した農林水産物・食品の生産を拡大していく必要があります。このため、農林水産物・食品の輸出の促進に政府が一体となつて戦略的に取り組むための体制を整備するとともに、輸出証明書の発行などの手続の整備や、輸出のための取組を行う事業者の支援を行っていくことが重要であります。

こうした観点から、農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置し、同本部において農林水産物・食品の輸出の促進に関する実行計画を作成するとともに、輸出を円滑化するための措置や、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることとし、こ

の法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要内容について御説明申し上げます。

第一に、農林水産物・食品輸出本部の設置についてであります。

農林水産大臣を本部長とする農林水産物・食品輸出本部を設置し、輸出の促進に関する基本的な政策の企画立案及び推進や、関係行政機関の事務の調整を行うこととしております。また、本部は、輸出の促進に関する基本方針や、具体的な対応を明らかにした実行計画を作成し、進捗状況を管理することとしております。

第二に、国等が講ずる輸出を円滑化するための措置についてであります。

主務大臣及び都道府県知事等は、輸出証明書の発行、輸出先国が定める要件に適合する生産区域の指定及び加工施設の認定をすることができるとしております。また、加工施設の認定については、主務大臣の登録を受けた民間の専門能力のある機関も行うことができることとしております。

第三に、輸出事業計画の認定についてであります。事業者が輸出の拡大のため生産の合理化等を図る輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合には、日本政策金融公庫による長期低利融資等の支援措置を受けられることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(江島潔君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農林水産物・食品輸出本部(第三条―

第九条)

第三章 基本方針等(第十条―第十三条)

第四章 実行計画(第十四条)

第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置

第一節 輸出証明書の発行等(第十五条―第十七条)

第二節 登録認定機関(第十八条―第三十三条)

第六章 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置(第三十四条―第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条―第四十六条)

第八章 罰則(第四十七条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工した

もの(次項に規定するものを除く。)であつて、主務省令で定めるものを含むものとする。

2 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。

3 この法律において「登録認定機関」とは、第二十条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

第二章 農林水産物・食品輸出本部

(設置)

第三条 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(組織)

第五条 本部は、農林水産物・食品輸出本部長及び農林水産物・食品輸出本部長をもって組織する。

(農林水産物・食品輸出本部長)

第六条 本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長(次項及び次条第二項第七号において「本部長」という。)とし、農林水産大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

(農林水産物・食品輸出本部長)

第七条 本部に、農林水産物・食品輸出本部長(次項において「本部長」という。)を置く。

2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣
二 外務大臣

三 財務大臣

四 厚生労働大臣

五 経済産業大臣

六 国土交通大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する者(資料提出の要求等)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の方に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第九条 第三条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 基本方針等

(基本方針)

第十条 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向

二 農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な輸出先国(我が国から輸出される農林水産物又は食品の仕向地となる国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関が定める輸入条件(輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。)についての当該輸出先国の政府機関との協議に関する基本的な事項

三 輸入条件に適合した農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な証明書の発行その他の手続の整備に関する基本的な事項

四 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者の支援に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な施策に関する事項

3 本部は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第十一条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

2 国は、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要な情報提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(都道府県等の責務)

第十二条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)は、農林水産物及び食品の輸出を促進するため、当該地域の実情に応じ、農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な手続の整備その他の施策を講ずる責務を有する。

2 都道府県等は、当該地域の実情に応じ、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要な情報提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十三条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四章 実行計画

第十四条 本部は、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画以

下この条において「実行計画」という。）を作成するものとする。 2 実行計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 基本方針に定められた第十条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に基づいて実施する措置（以下この条において「輸出促進措置」という。）を重点的に講ずべき輸出先国並びに農林水産物及び食品 二 輸出促進措置の内容及び実施期間 三 輸出促進措置の実施に係る担当大臣 四 前三号に掲げるもののほか、輸出促進措置の実施に関し必要な事項 3 本部は、各年度において少なくとも一回、輸出促進措置の進捗及び実施の状況を取りまとめ、輸出促進措置の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動その他の情勢の推移を勘案し、実行計画に検討を加え、これを変更するものとする。 4 本部は、実行計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 本部は、第三項の評価を行ったときは、輸出促進措置の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表しなければならない。 第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置 第一節 輸出証明書の発行等 （輸出証明書の発行） 第十五条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣が輸出証明書（農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書をいう。以下この条及び第三十八条において同じ。）を発行するよう求められている場合であつて、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができる。									第八部 農林水産委員会会議録第三号 令和元年十一月十二日【参議院】
2 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であつて、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。 3 第一項の規定により主務大臣から輸出証明書が発行を受けようとする者は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 （適合区域の指定） 第十六条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、その区域（海域を含む。以下この項及び第六項において同じ。）において農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する過程において有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政府機関が定める要件（以下この条において「指定要件」という。）に適合する区域（以下この条及び第三十四条第四項第三号において「適合区域」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として主務省令で定める農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下この条及び同号において「区域指定農林水産物等」という。）について、主務大臣が適合区域を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところにより、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる。 2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、区域指定農林水産物等について、都道府県知事等が適合区域を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内におい									
て、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる。 3 主務大臣又は都道府県知事等は、前二項の規定により適合区域を指定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合区域が指定要件に適合していることを確認するものとする。 4 主務大臣又は都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定により自らが指定した適合区域について、前項の規定による確認の結果、指定要件に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消し、又は当該適合区域を変更するものとする。 5 都道府県知事等は、第二項の規定により適合区域を指定し、又は前項の規定により指定を取り消し、若しくは当該適合区域を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。 6 主務大臣は、第一項の規定により指定した適合区域（第四項の規定により指定を取り消し、又は当該適合区域を変更した場合にあつては、当該取消し又は変更に係る区域を含む。以下この項において同じ。）の情報及び前項の規定による報告を受けた適合区域の情報を取りまとめ、公表しなければならない。 （適合施設の認定） 第十七条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件（以下この条において「認定要件」という。）に適合する施設（以下「適合施設」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「施設認定農林水産物等」という。）について、主務大臣が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者又は管理者									
（以下この条及び第三十八条において「設置者等」という。）から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。 2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、都道府県知事等が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、当該都道府県知事等が管轄する区域内に所在する施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。 3 登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。 4 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、前三項の規定により適合施設を認定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合施設が認定要件に適合していることを確認するものとする。 5 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、第一項から第三項までの規定により自らが認定した適合施設について、前項の規定による確認の結果、認定要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該適合施設の設置者等に対し、これを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認定を取り消すものとする。 6 都道府県知事等又は登録認定機関は、第二項若しくは第三項の規定により適合施設を認定し、又は前項の規定により認定を取り消したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。 7 主務大臣は、第一項の規定により認定した適									

合施設（第五項の規定により認定を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る施設を含む。以下この項において同じ。）の情報及び前項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた適合施設の情報を取りまとめ、公表しなければならない。

8 第一項の規定により主務大臣から施設の認定を受けようとする設置者等は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第二節 登録認定機関

第十八条 登録認定機関の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を納付し、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第二十条第一項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第三十条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の基準）

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の規定により登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。

一 第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による確認（以下「認定等」という。）を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。

二 登録申請者が、施設認定農林水産物等の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下この号及び第二十七条第二項において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録認定機関が行う認定等に係る施設認定

農林水産物等の種類

四 登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地

3 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第二十一条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものととする。

5 主務大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかつたとき、又は同項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（承継）

第二十二条 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認定機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定等に関する業務の実施）

第二十三条 登録認定機関は、認定等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならない。

2 登録認定機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認定等に関する業務を行わなければならない。

（事業所の変更の届出）

第二十四条 登録認定機関は、認定等に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第二十五条 登録認定機関は、認定等に関する業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、認定等に関する業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認定等の実施方法、認定等に関する手数料の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第二十六条 登録認定機関は、認定等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第二十七条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 2 取扱業者その他の利害関係人は、登録認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 (適合命令) 第二十八条 主務大臣は、登録認定機関が第二十条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (改善命令) 第二十九条 主務大臣は、登録認定機関が第二十三条の規定に違反していると認めるとき、又は登録認定機関が行う認定等が適当でないと認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定等に関する業務を行うべきこと又は認定等の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (登録の取消し等) 第三十条 主務大臣は、登録認定機関が第十九条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。 2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。 二 正当な理由がないのに第二十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。 三 前二条の規定による命令に違反したとき。 四 不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。 3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定等に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定等に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (帳簿の記載等) 第三十一条 登録認定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定等に関する業	務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (秘密保持義務) 第三十二条 登録認定機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、認定等に関する業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 (登録認定機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止) 第三十三条 登録認定機関以外の者は、その行う業務が認定等に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。 第六章 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置 第三十四条 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業(以下「輸出事業」という。)に関する計画(以下この条及び次条において「輸出事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 輸出事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 輸出事業の目標 二 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国 三 輸出事業の内容及び実施期間 四 輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 その他農林水産省令で定める事項 3 輸出事業計画には、次に掲げる措置に関する事項を含めることができる。 一 農林水産物又は食品の流通に関する事業を	行う者が実施する食品等の流通の合理化食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化のうち、農林水産物又は食品の流通における品質管理及び衛生管理の高度化又は国内外の需要への対応に関するものをいう。)に関する措置 二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第六条第一項に規定する食品の製造又は加工の事業を行う者が実施する製造過程の管理の高度化(同法第二条第二項に規定する製造過程の管理の高度化をいう。)に関する措置 4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その輸出事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該輸出事業が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該輸出事業に係る農林水産物又は食品が区域指定農林水産物等である場合にあつては、当該農林水産物又は食品が第十六条第一項又は第二項の規定による指定を受けた適合区域(同条第四項の規定により当該適合区域を変更した場合にあつては、当該変更後の適合区域)において生産され、製造され、加工され、又は流通するものであること。 四 当該輸出事業に係る農林水産物又は食品が施設認定農林水産物等である場合にあつては、当該農林水産物又は食品が第十七条第一項から第三項までの規定による認定を受けた適合施設において生産され、製造され、加工され、又は流通するものであること。 五 輸出事業計画に前項第一号に掲げる措置に関する事項が記載されている場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第三項各号のいずれにも適合すること。
--	---	---

六 輸出事業計画に前項第二号に掲げる措置に関する事項が記載されている場合には、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第三条第一項に規定する基本方針に照らし適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。	項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、同法第二章第三節第一款及び第二款並びに第四節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。 （食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の特例）	3 前二項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る輸出事業計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。	第三十七条 認定輸出事業に第三十四条第三項第二号に掲げる措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項の認定を受けた者と、認定輸出事業計画（当該措置に関する部分に限る。）を同法第七条第二項に規定する認定高度化計画とそれぞれみなして、同法第十条の規定を適用する。	4 第一項及び第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
6 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べるることができる。	（輸出証明書が発行を受けた者等に対する報告の徴収等） 第三十八条 主務大臣は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。	5 第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。	3 センターは、前項の指示に従って第一項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
（輸出事業計画の変更等） 第三十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定輸出事業者」という。）は、当該認定に係る輸出事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けるものとする。	（認定輸出事業者に対する報告の徴収） 第四十二条 農林水産大臣は、認定輸出事業者に対し、認定輸出事業計画の実施状況について報告を求めることができる。	6 第十七条第六項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。 （登録認定機関に対する報告の徴収等） 第三十九条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。	2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 （権限の委任） 第四十四条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。
3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。 （食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第三十六条 認定輸出事業計画に従つて実施される輸出事業（次条において「認定輸出事業」という。）に第三十四条第三項第一号に掲げる措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第六条第一項に規定する認定事業者と、認定輸出事業計画（当該措置に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、輸出事業（当該措置に関する部分に限る。）を同法第四条第二	2 都道府県知事等は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。	2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。 （センターによる立入検査等） 第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立	（事務の区分）

第四十五条 第三十八条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(農林水産省令等への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令又は主務省令で定める。

第八章 罰則

第四十七条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関(当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第三十二条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第三十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録認定機関(当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若し

くは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
三 第三十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第五十一条 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七条又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 第四十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)
第二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)	第三十八条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市の促進に関する法律(令和元年法律第 号)
----------------------------------	--

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第八十七号の二の次に次のように加える。

八十七の三 施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき 九万円
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)第二项第三项(登録認定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第四条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二项中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)第四十条第一項の規定による立入検査及び質問(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六十五条の三の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。
第六十五条の四及び第六十五条の五 削除

(農林水産省設置法の一部改正)
第六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改

める。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)第四条に規定する事務

第十二条第二项中「食育推進会議」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

食育推進会議

農林水産物・食品輸出本部

第三章第四節中第十六条の二の次に次の一条を加える。

(農林水産物・食品輸出本部)

第十六条の三 農林水産物・食品輸出本部については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十四条及び第三十一条中「第十号から第十三号まで」を「第十号、第十一号、第十二号、第十三号」に改める。